防災・安全・衛生対策マニュアル2022

学校法人二本松学院

京都美術工芸大学

京都東山キャンパスマップ

キャンパス周辺

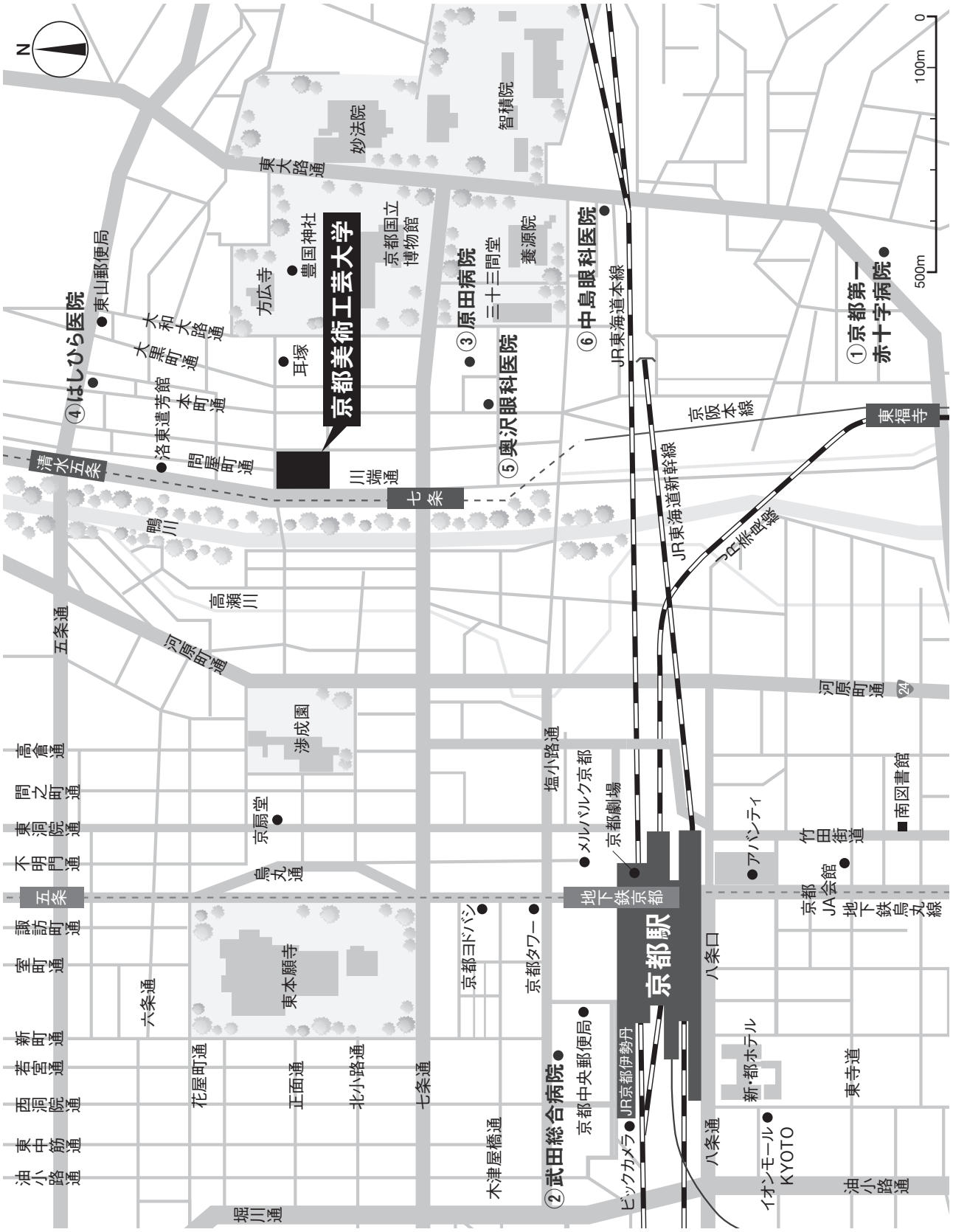

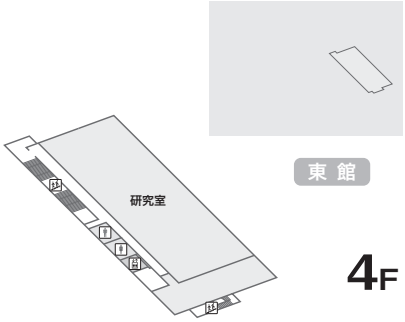
東 館
研究室
4F

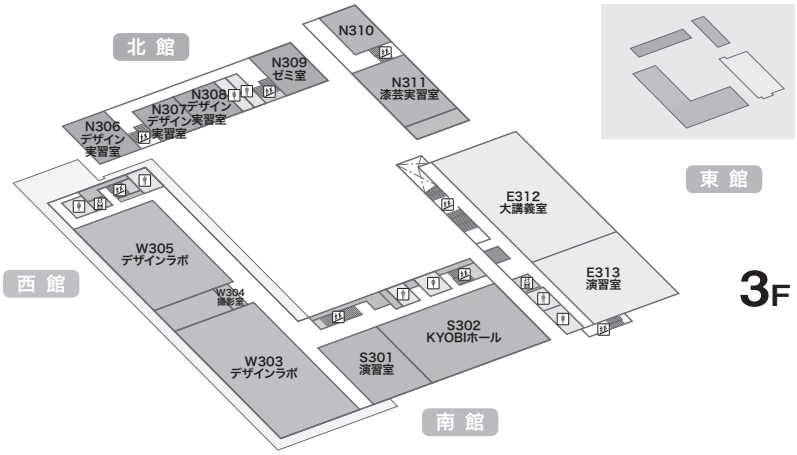
北 館
N310
N309
ゼミ室
N308
N307デザイン
デザイン実習室
N306
デザイン
実習室
N311
漆芸実習室
東 館
E312
大講義室
E313
演習室
西 館
W305
デザインラボ
W304
撮影室
W303
デザインラボ
S301
演習室
S302
KYOBIホール
南 館
3F

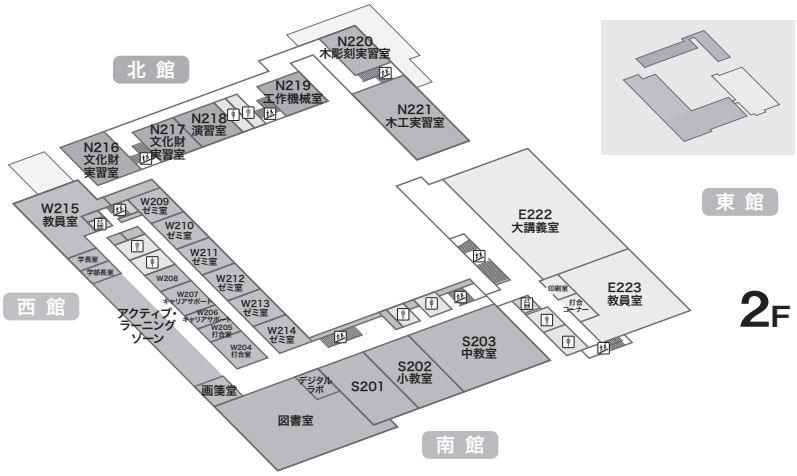
北 館
N220
木彫刻実習室
N219
工作機械室
N218
演習室
N217
文化財
実習室
N216
文化財
実習室
N221
木工実習室
東 館
E222
大講義室
E223
教員室
印刷室
打合
コーナー
西 館
W215
教員室
W209
ゼミ室
W210
ゼミ室
W211
ゼミ室
W212
ゼミ室
W213
ゼミ室
W214
ゼミ室
W208
W207
キャリアサポート
W206
キャリアサポート
W205
打合室
W204
打合室
アクティブ・
ラーニング
ゾーン
画箋堂
デジタル
ラボ
S201
S202
小教室
S203
中教室
図書室
南 館
2F

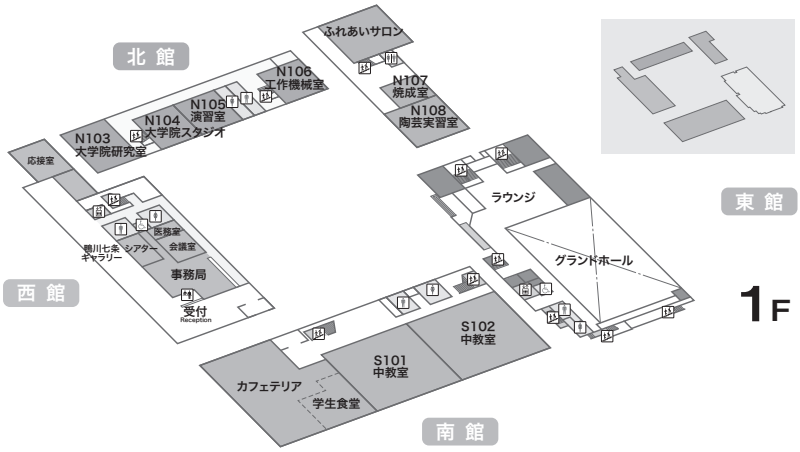
北 館
ふれあいサロン
N106
工作機械室
N105
演習室
N104
大学院スタジオ
N103
大学院研究室
N107
焼成室
N108
陶芸実習室
応接室
東 館
ラウンジ
グランドホール
医務室
会議室
鴨川七条
ギャラリー
シアター
事務局
受付
Reception
西 館
S102
中教室
S101
中教室
カフェテリア
学生食堂
南 館
1F

京都東山キャンパス

はじめに

『京都美術工芸大学　京都東山キャンパス』は、川端七条通りに位置し、京都駅からも徒歩15分程度と利便性の高いキャンパスです。ただし、京都市の中心部であるため交通量の多い場所でもありますので、交通規則を守って安全に通学してください。

本冊子は、火災、地震をはじめとする災害等の防災について、およびキャンパス内外での安全に関する事項を冊子にしたものです。特に、実習演習を通して事故を起こさないためにも本書を一度熟読するようにしてください。

快適なキャンパスライフには、事故・災害への備えをすることが重要であると共に、起こった時に適切な対応をすることができるようにしておくことも必要なことです。本書を通して、いざという時の行動指針を理解しておいてください。

緊急連絡先

警察：	東山警察署	110	東山区清水4-185-6
救急・消防：	東山消防署	119	東山区清水5-130-8
保健所：	東山区役所保健福祉センター	075-561-9127	東山区清水5-130-6

緊急避難場所

本学キャンパスは、東山区内の指定避難所および水災害の際の指定緊急避難場所に指定されています。

１．指定緊急避難場所とは

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所のことです。

２．指定避難所とは

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設のことです。

病院　※場所は、「京都東山キャンパスマップ」をご覧ください。

①	京都第一赤十字病院	☎ 075-561-1121
②	武田総合病院	☎ 075-361-1351
③	原田病院（内科、外科、整形外科他）	☎ 075-551-5668
④	はしひら医院（外科、呼吸器科他）	☎ 075-561-5855
⑤	奥沢眼科医院	☎ 075-541-2155
⑥	中島眼科医院	☎ 075-561-5252

目次

1　火災対策　・・・・・・・・・・・・・　1
1.1　火災について
1.2　火災を起こさないためには
1.3　火災予防
1.4　消火器と屋内消火栓の使用方法
1.5　避難
1.6　通報連絡の心得
1.7　消火の心得

2　地震対策　・・・・・・・・・・・・・　4
2.1　地震の知識
2.2　地震に備えて
2.3　警戒警報が発令されたら
2.4　地震が起こった時の対応

3　その他自然災害対策　・・・・・・・・・・・・・　8
3.1　台風や大雨の備え
3.2　警報発令時の対応
3.3　交通機関の不通時の対応

4　実習における事故対策　・・・・・・・・・・・・・　10
4.1　京都東山キャンパスの主な実習・演習室
4.2　電気災害とその防止策
4.3　一般的な電動工具・工作機械の注意事項
4.3.1　一般的な注意事項
4.3.2　工作機械室の主な工作機械の使用上の注意
4.4　漆かぶれ
4.5　溶剤の使用上の注意
4.6　刃物（カッターなど）の使用上の注意
4.7　実習室・工作機械室・小型工作機械室使用上の規則
4.8　工作機械室　工作機械一覧
4.9　デザインラボの使用上の注意
4.10　実習別「起こりうる事故とその対策」
4.11　事故発生時の対応フロー
4.12　実習・演習室における教材の整理について（N219 工作機械室奥　教材保管所）

5　校外活動時の事故対策　・・・・・・・・・・・・・　31
5.1　心構え
5.2　インターンシップ活動時の注意事項
5.3　留学・渡航についての注意事項
5.4　その他活動時の注意事項
5.5　学生教育研究災害傷害保険について

6　新型コロナウイルス感染症について　・・・・・・・・・・・・・・　41
6.1　コロナウイルスとは
6.2　新型コロナウイルスの感染経路と特徴
6.2.1　感染経路
6.2.2　特徴
6.3　新型コロナウイルス感染経過
6.4　濃厚接触者の定義
6.5　感染予防
6.6　新型コロナに関する相談

7　応急手当　・・・・・・・・・・・・・・　46
7.1　応急手当の目的
7.2　救命処置の手順（心肺蘇生とAEDの使用手順）
7.2.1　心肺蘇生の手順
7.2.2　ＡＥＤの使用手順
7.2.3　心肺蘇生を中止するときは

8　災害・事故発生時の応急処置　・・・・・・・・・・・・・・　50
8.1　火災が起こった時の処置
8.2　人身事故が起こった時の処置
8.3　熱傷
8.4　すり傷・切り傷
8.5　打撲・捻挫・脱臼・骨折
8.6　鼻血
8.7　腓腹筋痙攣（こむらがえり）
8.8　頭や胸、腹などを強く打った場合
8.9　熱中症
8.10　植物によるかぶれ

9　動物に襲われた時の応急処置　・・・・・・・・・・・・・・　57
9.1　ハチに刺された場合
9.2　ドクガに刺された場合
9.3　ダニにかまれた場合
9.4　ムカデにかまれた場合
9.5　蛇にかまれた場合
9.6　犬・猫にかまれた場合

10　その他　・・・・・・・・・・・・・・　60
10.1　交通事故を起こしたり被害にあった場合
10.2　海外渡航時の注意事項
10.3　薬物乱用防止について
10.4　悪徳な宗教勧誘に注意
10.5　悪徳商法に注意
10.6　学生相談について
10.7　キャンパス・ハラスメントの防止のために

＜資料＞学校法人二本松学院 危機管理規程　・・・・・・・・・・・・・・　68

1　火災対策

1.1　火災について

一般に、火災が一度発生すると、人身事故につながる危険性が高く、建物や設備にも大損害をもたらす事となります。火気を不用意に扱ったり、燃料や設備器具の取り扱いを知らなかったり、また、知っていてもその通りにしなかったために、引き起こした火災の例は非常に多いです。今までに、実験室等で火災が発生し、建物や実験器具・機械設備はもとより、長年苦労して作成した研究データ等をも、一瞬にして灰にしてしまったという残念な例が数多く報告されています。これらの火災を繰り返し発生させないためにも、日頃から十分注意し、自分の職場または実習室から絶対に火災を発生させない責任を負わなければなりません。

1.2　火災を起こさないためには

［酸素］・［熱］・［可燃物］は、燃焼の三要素です。従って、火災を起こさないためにも、消火する場合にも、この三つの要素の一つを取り除けば良い事を覚えておく必要があります。例えば、ガスストーブの栓を閉じると可燃物であるガスの供給が無くなり火は消えます。また、燃えている油缶に金属製の蓋をすると酸素の供給が断たれて火は消えます。更に、燃えているものに水（油等を除く）を掛けるか又は濡れた布などをかぶせると、熱が奪われて火は消えます。

1.3　火災予防

火災予防の為に次の心得を守らなければならなりません。

(1)「火気厳禁」の表示のある場所で、火気を使用してはならない。

(2) 熱源の近くに引火性、可燃性の物質を置かない事は勿論、室内は常に整理しておく。

(3) 可燃性の溶剤は、必要な量のみを小出しにして使用する事。これらの量の大小が事故の拡大、避難の容易さの決定的要因になる事が多い。

(4) 実習室の整理・清掃に日頃から心掛け、雑然としたところでの実習は避ける。

(5) 実習室の退室時は、室内を点検し、電気器具の電源コードの抜き取り、戸締り、消灯等を確認した上で退室する。

(6) 火災発生、又は爆発などの恐れがある箇所を発見したときは、初期消火等の臨機の措置を講ずる。

(7) 消火器・屋内消火栓・自動火災報知設備等の発信機、受信機・配電盤及び分電盤等の設置場所は、必ず操作に必要な空間を保ち、障害となる物品を置かない。

1.4　消火器と屋内消火栓の使用方法

消火器は火災の程度、燃焼物の種類、周囲の状況によって適切なものを使用しなければなりません。

(1) 粉末消火器（一般火災・油・電気火災用）

初期消火器具として初期段階の火災に用いる。使用後粉末を清掃すれば機材の損傷は軽微である。

安全栓を抜き、ホースを外し、ノズルを火元に向ける。レバーを強く握ると噴射する。

(2) 屋内消火栓

火災が拡大し、消火器で消せないような場合に有効である。

１）起動ボタンを押す（自動火災報知設備の発信機押しボタンと間違えないようにする）。

２）ホースを伸ばす。

３）筒先を持った者の了解のもとでバルブを開ける。

1.5　避難

(1) 火災又はガスの発生が初期消火の手段では手に負えないと判断された時は、速やかに安全な場所に避難する。

(2) 消火器で消火できる火災の限界は、その時の状況によるが、壁の内装材が燃えている程度までであって、天井が燃え始めると消火は難しいので速やかに避難する。

(3) 部屋を退出する場合は、内部に人が居ない事を確認して、出入口の扉を閉める。

(4) 廊下における避難路の選択は、アナウンスなどの情報がない場合、煙の動きを見て風上に逃げる。

(5) 階段は、煙の通路になり危険が多い。平常から２つ以上の避難経路を考え、建物の構造等を良く調べておく必要がある。

(6) 煙が多い場合は、手拭い等を口に当て、低い姿勢で避難する。煙は天井から順次下がってくるため、床面に新鮮な空気が残っている間に避難する。

(7) 非常階段、非常梯子その他が使用できない緊急の場合は、窓を開けて大声で助けを呼ぶ。

(8) 避難時にエレベーターを使用してはならない。

1.6　通報連絡の心得

（1）関係先への連絡

西館1階　事務局

（2）119番通報（あわてず、落ち着いて）

消防指令室	通報者
◇119番消防です。火事ですか。救急ですか。	火事です。
◇場所はどこですか。	東山区上堀詰町(カミホリツメチョウ)272、京都美術工芸大学　○館○階○○室です。
◇何が燃えていますか。	○○○が燃えています。
◇逃げ遅れやけが人はいますか。	○○○です。
◇あなたの名前を教えてください。	○○○です。
◇電話番号を教えてください。	○○○－○○○○－○○○○です。

1.7　消火の心得

（1）放射、放水は炎ではなく、燃えているものにかける。

（2）初期消火の限界は、天井に着火するまでとなる。

（3）屋内消火栓にも限度があるため、効果がないまたは危険と判断したら避難する。

（4）延焼が及ぶ範囲が予測しにくいため、周囲の状況に注意し退路を確保しておく。

2　地震対策

2.1　地震の知識

地震による災害は、自然災害の中でももっとも恐ろしいものとされています。それは、地震の発生が突発的であり、瞬時に建物やいろいろな構造物に被害を与える上、津波や崖崩れ、火災など様々な災害を同時多発的に連鎖誘発するためです。このような地震災害に適切に対応できるようにするには、まず地震という相手の素性をよく知っておく必要があります。

そもそも地震は何故発生するのかといったことは、長い間謎とされてきましたが、近年の観測技術の進歩や理論的研究の発展によって、現在では地震現象についての理解がかなり進んできていることも事実です。

そこで我々は、インターネットを含めた地震に関する情報から基礎的な知識を学ぶことが必要であり、日ごろから心がけるべき基本的な事柄は何かを知っておく必要があります。ここでは、緊急地震速報について紹介します。

緊急地震速報とは、地震波が地表に到達して揺れが発生する前に地震の発生を知らせる地震警報です。この速報は、全国の病院、学校、鉄道、空港などの施設で現在利用されています。速報の入手方法は、テレビ、ラジオ、携帯電話、街頭スピーカーから入手可能です。テレビでは、チャイム音が鳴り、震源と揺れが予測される地域を地図と文字で伝えます。携帯電話では、携帯電話各社の受信設定が必要であるのであらかじめ携帯電話各社に問い合わせましょう。

2.2　地震に備えて

（学生としての備え）

キャンパス内のどこにいるときに地震が発生するかを予測することは出来ないものの、普段から以下の点を意識しておくことが望まれます。

(1) キャンパスの中でどこが一番安全か。また、危険なところはどこか。
(2) 避難場所はどこか。また、そこに至る安全な避難ルートを考える。
(3) 連絡方法を考える。（NTT　災害用伝言ダイヤル（171）の活用）
(4) 普段から実習室の整頓に心がける。
(5) 消火器や救急箱等の置き場を確認する。
(6) 普段自分のいる周囲に、転倒する恐れのある棚等がないか確認する。

2.3　警戒警報が発令されたら

(1) テレビやラジオで正しい情報を得る。
(2) 官公庁などの防災機関の広報に注意する。
(3) 火気の使用は直ちに中止し、電気機器のコードプラグをコンセントから抜き電源を遮断する。
(4) 消火器や屋内消火栓は、いつでも使えるようにする。

2.4　地震が起こった時の対応

地震の大きさによって、対応できる状況も大きく異なると思われます。本学においては、火器を使用する場所は限られていますが、もし火器を使用している状況で地震が発生した場合は、火の始末が必要です。ただし、まずは自分自身の安全の確保が最優先です。

(1) 身体を安全な場所に

身体を安全な場所に寄せること、特に地震が大きいと感じたとき又は危険を伴う作業中では、すばやく作業から離れ、身の安全を第一に考えて行動をする。

鉄筋コンクリートの建物内にいるときは、危険物のない広いスペースを探し、そこにいる方がよい。スチール家具、本棚等は倒れることがあるので身を寄せない。上からの落下物に注意し、机の下にいることは安全である。プラスチックタイル張りの部屋は、家具類がすべり動くことがあるので注意する。特に重量物は、平素動かすのに大変だが、地震時には、簡単に動き出すので、壁等の間にはさまれると身動きできなくなるから十分注意する。

あわてて外へ飛び出すと、窓ガラスの破片等が落下したり、ブロック塀等が倒れる。段差のあるところでは転倒や踏み外す等で、ケガをすることもあるので、日頃から気を付けること。

(2) 実習で靴を脱いでいる場合は速やかに靴を履く

実習室で靴を脱いで作業をする漆芸、彫刻、陶芸、文化財コース等では、部屋から避難する場合には必ず靴を着用する。避難途中での怪我を防止するためにあわてて裸足で避難しないように注意する。そのためには、靴は自分の近くで管理すること。

(3) 避難について

建物内で火災が発生し、初期消火が困難になった場合には、建物外に避難することとなるが、あわてて飛び出さない方がよい。一人一人が冷静になって、的確な情報をもとに行動し互いに助け合えば、ケガなどの被害はかなり軽減できる。

(4) 携帯電話の使用について

地震などで大災害が起こると、被災地に住む家族や友人の安否が大変気になり、つい電話に手が伸びてしまうが、実はこの行為が原因で、被災地への電話は、固定電話・携帯電話ともに通じにくくなることがある。メールに関しても、たとえ送信が可能であっても、災害時は相手に届きにくくなると云われている。

災害時、携帯電話が不通になることも考えられるので、万一に備え「災害用伝言ダイヤル(171)」の利用方法を確認しておくことも大切である。

以下に、さまざまな場面における具体的な対応行動の指針を、気象庁のまとめた 「緊急地震速報の利活用の手引き」（平成19 年8 月3 日「緊急地震速報の本格運用開始に係る検討会」最終報告より抜粋)、及び「大地震に備えて」(㈶日本防火・危機管理促進協会）から抜粋して掲載します。

1　家庭では

家庭での対応行動の指針がすべての場面での基本であり、家庭以外の学校や職場等で緊急地震　速報を受信したときの行動についても、家庭での指針を基に自ら考えておくことが重要である。

・頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。
・あわてて外へ飛び出さない。
・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。
・扉を開けて避難路を確保する。
・トイレや風呂場にいる場合は、扉を開けて避難路を確保し、その場で待機する。
・ガスの元栓にはマイコンメーターが設置されているので、揺れが起こるとガスは自動的に遮断される。

2　不特定多数の者が出入りする施設では

施設の従業員等の指示に従うことを基本とする。なお、施設従業員等から明確な指示がない場合は、以下の対応行動を基本とする。

・その場で、頭を保護し、揺れに備えて身構える。
・あわてて出口、階段などに殺到しない。
・吊り下がっている照明などの下からは退避する。

3　屋外では

【街にいるとき】

・館内にいる場合は、避難誘導に従うこととし、むやみに外に出ない。階段等に人が殺到してパニックを起こし大惨事になる恐れがある。
・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
・丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

【山やがけ付近にいるとき】

・落石や崖崩れに注意する。

4　乗り物で移動中では

【自動車運転中】

・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。

・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキはかけずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により、道路状況を確認して、左側に停止させる。

【鉄道・バスに乗車中】

・つり革、手すりなどにしっかりつかまる。

・電車は、緊急地震速報が発生すると急停車するので注意する。

【エレベーター利用中】

・最寄りの階で停止させ、速やかにエレベーターから降りる。

5　地震発生時にほしい情報の入手方法

・危機発生時に必要な情報は、今後の危機可能性情報、被害情報、避難情報、安否情報などである。これらの情報の入手には、ラジオ、携帯電話が有効である。これらを避難時に携帯できるようにあらかじめ準備するとともに、それぞれのバッテリー・電池等についても備えが必要である。

・「災害用伝言ダイヤル」の活用（171）

災害用伝号ダイヤルは、公衆電話や携帯電話、PHSからも使用が可能である。１伝言あたり30秒、１電話番号あたり10件までの伝言を残すことができる。録音保存期間は48時間となっている。

◇録音方法

・「171」にダイヤル

・録音時は「１」をダイヤル

・自分の電話番号、または連絡を取りたい相手の電話番号を市外局番からダイヤル

・伝言を録音

◇再生方法

・「171」にダイヤル

・再生時には「２」をダイヤル

・電話番号を市外局番からダイヤル

・「災害用伝言板」の活用（携帯電話各社）

2010年３月１日から、携帯電話各社を横断的に検索できる「全社一括検索サービス」が開始されました。どの携帯電話からも各社の伝言板のメッセージを確認できます。

3　その他自然災害対策

3.1　台風や大雨の備え

台風や大雨は、毎年大きな災害をもたらしています。警報などの防災気象情報を利用して、被害を未然に防ぎ、軽減することが可能です。テレビやラジオなどの気象情報に十分注意しましょう。

また、台風や大雨の危険が近づいているというニュースや気象情報を見たり聞いたりしたら、災害への備えをもう一度確認しましょう。

(1)「台風情報」、「警報・注意報」などの情報に気をつけること。台風の影響が考えられる場合や雨などにより重大な被害が発生する恐れがあるときは、「台風情報」「警報・注意報」が発表されるので、テレビやラジオから最新の情報を入手すること。

(2) 危険な場所に近づかないようにすること。雨で増水した小川や側溝は境界が見えにくくなり、転落事故が発生する。また、山崩れ・がけ崩れも起こりやすくなる。日頃は安全と思われている場所でも油断せず、これらの場所にはむやみに近づかないようにすること。

(3) 非常用持出品の点検をすること。

(4) 避難勧告が出てからあわてないように、避難場所までの道順や避難指示の伝達方法、隣近所との協力体制などについて、再度確認すること。

3.2　警報発令時の対応

	気象警報等の種類						発令時の対応
特別警報	大雨	暴風	高潮	波浪	暴風雪	大雪	・直ちに命を守る行動をとる（避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる）
警報	大雨	暴風	高潮	波浪	暴風雪	大雪	・早めの自主避難、又は市町村の勧告・指示による避難 ・暴風警報については、安全な場所に退避 ・日頃と異なったことがあれば、役所などへ通報 ・危険な場所に近づかない ・避難の準備をする
注意報	大雨	強風	高潮	波浪	風雪	大雪	・非常持出品の点検 ・避難場所の確認 ・窓や雨戸などの家の外の点検 ・テレビ、ラジオ、インターネットなどから最新の情報を入手 ・気象情報に気をつける

なお、警報が発令された場合の授業の取り扱いは以下のとおりです。

(1) 午前６時30分までに前項の警報が解除された場合には、１時限からの授業を開始します。
(2) 午前10時までに前項の警報が解除された場合には、３時限からの授業を開始します。
(3) 午前10時を過ぎても前項の警報が解除されない場合には、終日休講とします。
(4) 上記時間帯に、学生の居住地もしくは通学経路上の地域に特別警報又は暴風警報が発令されている場合は、公認欠席の申請を受け付、公認欠席扱いとすることができます。
(5) 授業時間内に特別警報又は暴風警報が発令又は発令見込みとなった場合は、適宜指示します。
(6) 特別警報又は暴風警報が解除されていても、交通機関の運行の乱れにより登校が困難な場合は、公認欠席の申請を受け付、公認欠席扱いとすることができます。
(7) 特別警報及び暴風警報以外の警報では原則として平常授業となりますが、学生の安全確保の視点から総合的な判断により特別の処置を講じることがあります。

3.3　交通機関の不通時の対応

交通機関の不通　⇒①・②の指定区間において、全てまたは一部が同時に不通

①　京阪線（出町柳～淀屋橋）
②　ＪＲ線（大阪～米原）（京都～園部）

交通機関の開通時刻	授業開始
午前６時30分までに開通	１限から実施
午前10時00分に開通	３限から実施
午前10時00分を過ぎても開通しない	終日休校

※各学生の通学経路上の交通機関の乱れにより、登校できない場合は公認欠席申請を受け付けます。（遅延証明書必要：各社ＨＰ掲載有）

4　実習における事故対策

4.1　京都東山キャンパスの主な実習・演習室

京都東山キャンパスは西館・南館・北館・東館の４つのゾーンに分かれています。
（京都東山キャンパスマップ参照）

デザイン・工芸系の実習室は、下記の通り配置されています。

北館　１階　陶芸実習室
　　２階　木彫刻実習室・文化財実習室
　　３階　漆芸実習室・デザイン領域実習室

また、建築系の設計製図演習室としては、西館３階に大型教室としてデザインラボを配置しています。このデザインラボは、デザイン系の演習系授業でも利用します。そして、諸材料の加工室として北館の１階と２階に大型及び小型工作機械を設置している工作機械室があります。

これらの教室以外にも演習室がありますが、主に実習・演習系授業で利用する、上記諸教室での安全面上の注意事項・留意事項を以下にまとめていますので十分に確認してください。

4.2　電気災害とその防止策

電気災害は電源や電気器具を取り扱う上で、間違った扱いをした結果、漏電・短絡（ショート）などの問題が起こり、感電・火災などが発生します。実習においては電動工具や電気器具を扱わねばならない場合もあり、事故・災害が起こらないよう十分注意しなくてはいけません。

電気は大電圧・大電流でなくとも、100Vの電圧や10mA以上の電流で感電が起こります。本学では、200Vの工作機械や、100Vの溶接機等を使う程度ではあるものの、人体が100Vの露出した電極・端子に触れると200mAの電流が流れる可能性があります。人体は200mAの電流が0.5秒流れるだけで死亡する可能性があります。心臓の停止や重篤な火傷を引き起こす場合があるため、濡れた手で電極を触らない、器具を扱わないといった注意が必要です。

感電以外でも漏電やショートといった事故もあり、火災の原因になるため器具の使用後コンセントを差したままにしない、また差したままにせざるを得ないコンセントに埃が溜まらないよう定期的に清掃を行います。

電動工具を使用する時も、回転に負荷をかけ過ぎない、定格時間を超えた無理な使用をしないといった、工具に負荷を与えて電気的な故障を招かないように、正しい方法で作業を行わなくてはなりません。

また、いわゆる「たこ足配線」とは、１つのコンセントにタップ（テーブルタップ）など用いて複数のプラグを接続・配線することですが、たこ足配線をすると、使用している負荷機器の合計の使用電流が判りにくくなり、一般的なコンセントの定格電流である15Aを超えて使用してしまう危険性が増します。定格電流を超えて使用を続けると、発火し火災の原因

となる可能性があるので注意が必要です。

以上を踏まえ、目に見えない電気を扱う上での注意点および、使用上の規則を理解しておくことが重要です。

4.3　一般的な電動工具・工作機械の注意事項

工作機械は切削するための工具や工作物が高速で回転する場合があるので危険が伴います。しかし、危険であることを十分認識し、安全に配慮し、正しい操作で作業することで危険を回避することができます。

事故や怪我の原因は、

1. 機械やそれを取り巻く作業環境の管理不備
2. 機械に関する知識や技能の欠如

が挙げられます。安全に工作機械を利用するには、機械や環境を常に整理整頓し、機械に関する知識を獲得し、担当教員による指導に従い技能を高めることなどが重要です。さらに、「慣れ」は危険であり、常に初心を忘れずに「安全第一」に配慮すべきです。ここでは、まず、工作機械を安全に利用するための一般的な注意事項を説明した後、本学の工作機械室に設置されている主な工作機械について、個別に使用上の注意事項を列記しています。なお、工作機械室では学生の使える工作機械と、学生の単独使用を厳禁している工作機械があることをまずは理解しなければいけません。（4.7実習室・工作機械室・小型工作機械室使用上の規則【参照】）使用できる工作機械についても担当教員の許可を得た後に使用しなければなりません。そして、各実習室に設置されている工作機械・電動工具については、ここに述べられている注意事項を参考の上、担当教員の指導に従い十分安全に留意して使用しましょう。

4.3.1　一般的な注意事項

安全の基本は４Ｓ（整理・整頓・清潔・清掃）であることを念頭に置きます。

(1) 服装等

・機械に巻き込まれる恐れのある服装はしない。作務衣の着用は禁止。

・上着の袖口は確実に締める。

・手袋は着用してはいけない。

・保護メガネは必ず着用する。

・滑りにくい靴を着用する。スリッパ、サンダル、下駄は禁止。安全靴が望ましい。

・長髪は束ねる。必要に応じて安全帽を着用する。

(2) 作業前に守るべき事項

・機械の特性や能力等を確認する。

・作業手順を十分に確認しておく。

・運転前に機械の点検をする。

(3) 作業中に守るべき事項

・作業は集中して行い、雑談などはしない。
・工作物の取り付けは完全に行う。
・無理な回転や「送り」をしない。
・回転物には手を触れない。
・工作物の回転中は手で切り屑をとらない。
・機械の回転中に刃物を交換しない。
・チャックにハンドルをつけたまま作業を中断しない。
・注油や調整は機械を止めて行う。
・切削中は機械から離れない。
・他の機械の部品や付属品を使用しない。
・工作機械のベッドやテーブル上に測定器具等を置かない。

(4) 作業後に守るべき事項
・電源スイッチが切れているか今一度確認する。
・ブラシや手箒で切り屑を払い落とし、その後ウエスで拭う。
・ベッドなどの露出している滑り面にマシン油などを薄く塗布する。
・切り屑を材料別に所定の場所に集め、周辺の床を清掃する。
・工具などの整理整頓を確実に行う。

(5) その他
・学生が機械を使用する場合は経験者（職員、教員など）が立ち会い、それらの指導の下で作業する。
・事故発生時は直ちに担当教員へ知らせる。
・事故に至らなくても、危険な体験をした場合は以後の事故防止のために担当教員へ届け出る。

4.3.2　工作機械室の主な工作機械の使用上の注意

本学の工作機械室は、北館１階および２階に位置します。以下に、設置されている各工作機械の具体的な取扱上の注意事項をまとめます。なお、原則学生の単独使用を禁止している工具についての説明も含まれていますが、基礎知識として理解しておいてください。

(1) ボール盤
・手袋は絶対に使用しない。
・工作物を万力やテーブルに取り付けるときには確実に締め付けて固定する。
・工作物を直接手で保持する場合や、工作物を固定した万力などを手で保持する場合はドリルの回転によって工作物が振り回されないように注意する。
・ドリルが回転しているときは切り屑を掃除しない。ウエスなどを手に持ってドリルに近

づけない。
・切削中はドリルに顔を近づけない。
・重いドリルなどの工具を取り扱う場合は、下に木片などを置いて行う。
・ドリルを交換する際に切り刃部分を直接素手で持たない。
・工作物が大きく、テーブルの外にはみ出す場合は保持具などを用いてバランスよく確実に固定する。
・ボール盤で回転数変換のベルトの切り替えは、回転停止の状態で主電源を切って行う。
・ドリルの折損の無いように切削条件や工作物の保持の仕方などに気を配る。
・テーブル上に不要の物を置かない。

(2) 糸鋸
・糸鋸の刃の張り具合を確かめてから使用する。
・材料を強く押したり、早く送ったりすると刃が折れやすいので、ゆっくりと動かす。
・糸鋸の刃の前に手を置かないようにする。
・作業中に材料が持ち上げられないように、板押さえ装置を材料の厚さに合わせて調整する。
・糸鋸刃の切れ刃を手前にして、下がるときに切れるように刃の方向を確認して取りつける。
・作動スイッチを入れる前には必ず指導者の点検を受ける。

(3) 小型帯鋸盤
・工作物の大きさにより、ノコ刃切断長さを調整し極端に長くしない。
・小さい工作物の加工は小型バイス補助具を使用する。
・切断時は木片などを用いてノコ刃に手が触れないようにする。
・ノコ刃が破損したときは、担当者に申し出る。勝手に溶接や交換をしない。
・工作物が大きい場合は受け台などを使用する。

(4) 昇降盤
・反発（キックバック）防止のため、割刃を付けて作業できる作業は、必ず割刃を付けて作業する。
・刃口板を数枚は用意し、隙間の少ない刃口板を選択し、刃口への材の落ち込みを防止する。
・刃物カバーが付けられない状態での作業では、切り終わった後、材料が刃の上を通過しないように移動させること。
・縦挽き作業は、出来るだけバンドソー（帯鋸）をつかうこと（バンドソーは反発が起きない為、昇降盤よりは安全である）。

(5) 手押鉋

・衣類の巻き込みがない様に作業服を正しく着用する（特に袖口に注意)、手袋は使用しない。
・安定する方を下にして削る。
・安全カバーを閉じたまま使用すること。

(6) 自動鉋

・衣類の巻き込みがない様に作業服を正しく着用する（特に袖口に注意)、手袋は使用しない。
・安定する方を下にして削る。
・安全カバーを閉じたまま使用すること。

(7) 帯鋸

・工作物は確実に固定する。
・短い工作物の場合は工作物とほぼ等しい厚みを持つ物を準備して、それと共に固定する。
・長尺物を切断するときは機械外部に受け台を使用する。
・切断中はノコ刃に手などを近づけない。
・使用中にノコ刃の状態をチェックし、不具合の有無を確認する。
・切断前に材質の確認を行い、ヤスリの掛からない物は切断しない。
・ノコ刃は工作物の大きさ（太さ）により間隔を調整する。
・ノコ刃の固定部にゆるみなどが無いことを確認する。
・ノコ刃のスピードは調整しない。
・早送り操作を行うときは工作物に衝突しないようにする。
・重い物は一人で取り扱いをしない。
・工作物を固定するときは固定部に手を近づけない。

(8) 集塵機

・吸込口や排出口には手を入れないようにする。
・ホースの着脱は、ファンの回転が完全に停止してから行なう。
・金属の切断作業及び研削作業中に発生する研削火花や金属粉などを吸わせない。
・木片、金属、石及び釘、ガラスなどの鋭利な物を吸わせない。

(9) コンプレッサー

・エアホースを無理に曲げる、束ねる、物を載せた状態で使用しない。
・圧縮空気は、強い圧力で吹き出すので、人や動物に向けない。
・空気以外の気体の圧縮には使用しない。
・ドレンおよび吐出空気には、大気中の水分および研磨粉、さびなどが含まれている為、顔に向けて排出しない。

※　グラインダー

・急激に研削物を砥石に当てない。（砥石のヒビや割れの原因になる）

・砥石の側面は使用しない。（側面用砥石はこの限りではない）

・特に小さい物や薄板などは強く砥石に当てない。

・品物が熱くなるので、水で冷やしながら作業する。

・砥石と受け台の隙間は所定の値以内に調整する。また砥石の修正・交換は職員が行う。

・砥石のカバーは正確に取り付けられていることを確認する。

※　溶接機

・溶接作業前に周囲に燃えやすい物が無いことを確認する。

・溶接作業中は換気扇を回すなどして室内の換気を十分に行う。

・服は袖口など開口部の少ないものを着用する。さらに保護具として、保護面・保護メガネ、保護手袋、足カバー、マスクなどをあわせて着用する。

・アーク溶接の装置は使用前に点検し、正しく取り扱う。

・溶接機周辺は、整理整頓・清掃を常時行い、清潔に保つことを心がける。また、溶接以外の火気を使用しない。

・溶接作業を複数行う時は衝立をする。

・溶接作業者及びそのスペースにいる者は、紫外線から保護するために全員保護メガネを着用する。

・溶接後の材料は熱いので、箸などで掴む。

・周囲に可燃物を置かない。

4.4　漆かぶれ

漆工芸・木工・文化財の実習において漆の使用は避けて通れません。漆が皮膚に付くと、すぐにではないがかぶれの症状が出る場合があります。かぶれは「接触皮膚炎」といいますが、特に漆によるものは「アレルギー性接触皮膚炎」と呼ばれます。接触皮膚炎は刺激性によるものとアレルギー性のものに大別できますが、漆はアレルギー性です。アレルギーというのは、人間の持つ免疫機構が過剰反応して身体に悪影響を及ぼすことで、アレルギー反応を示す原因物質（アレルゲン）と一定量以上接触すると起こります。いわゆる花粉症と同様なものといえます。漆かぶれは主成分のウルシオールがアレルゲンとなってタンパク質に作用することで発症します。個人によりかぶれやすい体質とかぶれにくい体質があり、必ず発症するとは限りませんが、取り扱う上での注意は必要です。

漆を扱う上での注意点

(1) 作業にあたっては手袋を着用するなどし、漆が直接体に付着しないように注意する。

(2) 皮膚に付着した際はただちに溶剤などで拭き取り、除去する。

(3) 学内で漆を取り扱う場所は専門の実習室内とし、不特定の場所において使用しない。
液体の漆を扱う場合は成分が空気中に飛散しかぶれの一因となる。また下地の空研ぎな

どは、成分を含んだ粉塵が飛散しかぶれの一因となる可能性もあるため、取り扱う場所についてはルールを厳守する。このことは保管場所についても同様である。

(4) 漆の保管にあたっては、炎天下に漆の入った容器を長時間放置しない（チューブの破裂を招く恐れがある）。茶碗などの保存容器からこぼれないように、安定した場所に保管する。空気中に成分が拡散しないよう、容器に厳重に栓や蓋をする。特に生漆などは冷蔵庫内で保管する。

(5) 学生間において、漆かぶれ耐性のある学生が、漆が付着・浸み込んでいる道具類などを使って漆かぶれ耐性のない学生に触れるなどの悪戯をしない。相手にかぶれを発症させ被害を与えないように、厳に注意する。

（漆かぶれを発症してしまった場合）

(1) 皮膚に付着した際は溶剤などで拭き取り、ただちに除去する。

(2) 漆が付着した指先で体の他の場所を触らないよう注意する。特に目を触らないようにする。

(3) かぶれが拡がる恐れがあるため、患部をかいたりこすったりしない。

(4) かゆみ・発熱などに我慢できない場合は無理をせず皮膚科に通院し、医師の診察・治療を受ける。

(5) かゆみ・発熱などに我慢できない場合は無理に実習を受けず、休養や見学をする。
漆の成分が空気中に拡散することで、自分だけでなく他者にもかぶれの被害をあたえてしまうため、取り扱いは慎重であらねばならない。

4.5　溶剤の使用上の注意

美術工芸学科の実習においてテレピン・シンナーなどの有機溶剤を使用しなくてはならない場合があります。有機溶剤とは、他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称であり、水に溶けないものを溶かすための溶剤として塗装、洗浄などの作業に様々な場で使用されています。

有機溶剤は常温では液体であり、一般に揮発性が高いため、蒸気となって作業者の呼吸を通じて体内に吸収されやすく、また、油脂に溶ける性質があることから皮膚からも吸収されてしまいます。この性質のため、脂質が多い神経や脳に結合蓄積されやすく脳を含め神経系統の障害が起こる、粘膜や皮膚に刺激作用があるなどの害があり、同時に中毒性があるためみだりに吸引してはなりません。人体に対する害の他、揮発性が高いため引火しやすいという性質もあるため、火の気を近づけないなどの火災を起こさない注意も必要です。

溶剤を扱う上での注意点は

(1) 作業にあたっては長時間吸引しないように、定期的に換気を行う。

(2) 指先など皮膚に付着した際は、作業後石鹸を付けて手を洗うようにする。また直接眼球に入らないよう注意する。

(3) 学内で溶剤を取り扱う場所は専門の実習室内とし、不特定の場所において使用しない。
(4) 使用にあたっては、炎天下に溶剤の入った容器を長時間放置しない、また火気のある状況下で使用しないようにする。保管にあたっては、保存容器からこぼれないように、また空気中に成分が拡散しないよう栓や蓋をし、直射日光のあたらない火の気のない冷暗所に保管する。

(溶剤に関連した事故が発生した場合の対処方法)
(1) 眼球に入った際は直ちに水道水で洗浄し、眼科医の診察を受ける。
(2) 誤飲して体内に入った場合は、溶剤の種類・特性に応じて多量の水を飲み込む、もしくは飲み込んだのち吐き出すなどの応急手当をし、直ちに医師の診察を受ける。
(3) 大量に吸引し体調が悪化した場合は、空気のきれいな場所に移動し様子を見る。状況に応じ医師の診察を受ける。
(4) 引火した場合は直ちに消火器を使用し応急的に消火を行い、並行して消防（119番）に通報する。

4.6 刃物（カッターなど）の使用上の注意

建築学科の演習及び実習において、建築模型やプレゼンボードを作成する際に、カッターやヒートカッターなど（以下、刃物とする）を使用しなくてはならない場合がある。以下に、刃物を使用する場合の注意事項をまとめておきます。

(1) 刃物を扱う場合、机や床、壁を傷つけないように、カッターマット等を用いて、刃物を使用すること。
(2) カッターを使用する場合は、必要以上に刃を出しすぎないこと。
(3) 不要になった刃物（カッターの刃など）は所定の場所で処分すること。
(4) 刃物を使用する場合、周囲に人や物がないことを確認の上、使用すること。
(5) 定規などを用いて、刃物を使用する場合は、定規を固定し、かつ固定する方法および自分の手の位置等を確認の上、指や手を切らないように注意して使用すること。
(6) ヒートカッターを使用する場合は、ラメル線の損傷による飛散する場合があるので、注意して使用すること。特に、初めて使用するものは担当教員の指導をうけること。

4.7 実習室・工作機械室・小型工作機械室使用上の規則

【実習室使用規則】
(1) 実習室における安全衛生管理
・実習室の安全な使用のための教育・指導とこれに関する作業を行う目的で、実習別に安全衛生担当者を設ける。
・安全衛生担当者は各実習担当教員の安全に対して責任を持ち、実習の作業内容や安全性を把握して、適切な人員配置を行う。
・各実習担当教員は、実習室内での整理整頓を行い、良好な実習環境を整える。

・危険を伴う作業中は、安全衛生担当者が必ず作業に立ち会う。

(2) 授業時間以外の実習室使用許可について

・実習室を使用するときは、実習担当主任教員の許可を得なければならない。

・実習担当教員以外の者が実習室を使用する場合、もしくはやむを得ず規則の範疇外で実習室を使用する必要のある場合は、安全衛生管理責任者の許可を得なければならない。

・土・日・祝祭日の実習室の利用については掲示板にて「開放日」として随時発表を行う。開放日以外の実習室の利用は禁止とする。

(3) 使用時間

〈平日〉	8:30～20:00
〈土・日・祝祭日〉	8:30～17:00

・実習室の使用時間は、安全性を確保できる範囲において実習担当教員が適切に定める。

・実習担当教員は、無理のない作業工程及び作業日程を計画することに責任を持つ。

(4) 服装

・実習に適した衣服を着用する。

・作業内容および作業領域に見合った保護具（手袋、マスク、保護メガネ等）を着用する。

(5) 工具・工作機械・電気機器等

・実習室内で工具・工作機械・電気機器等を使用する場合は、実習担当教員の指導のもとに行う。

・特に刃物を扱う場合は、教員より扱い方を十分に教わってから使用し、周囲の者に配慮しながら作業を行う。

・工作機械等の使用方法は「4.3.2　工作機械室の主な工作機械の使用上の注意」を参照のこと。

(6) その他

・実習室内での火気の取扱いは実習担当教員の指導のもとに行う。

・電気機器は正しく接続し、使用後はコンセントを抜く。漏電や感電による電気災害が起こらないように注意する。なお、私事で電源を使用することを禁止する。

・共同作業では、連絡・合図・確認を確実に行う。

・作業に必要のないものは片付け、工具の清掃や点検を行う。作業後は床面の清掃を行う。

・持ち込んだ私物は退出時に持ち出し、実習室に放置しない。

・安全な通路を確保する。

・危険物や薬品の取扱い方法について、正しい情報を共有する。

【工作機械室使用規則】

(1) 使用時間

〈平日〉	9:00～18:00
〈土・日・祝祭日〉	原則使用禁止

(2) 工作機械室の使用

工作機械室使用時は、担当教員立ち会いのもと使用する。

(3) 保護具の着用

・電動工具を使用する際には、必要に応じて「保護メガネ」「保護マスク」を着用する。（「保護マスク」は実習担当教員から支給）

・衣服の裾や紐が機械に巻き込まれやすいため、作務衣を着用して電動工具を使用してはならない。

(4) 学生単独使用禁止機械

・ペティーワーク、バンドソー、自動鉋および手押し鉋は、いかなる理由があっても学生の単独使用を禁止する。

・ただし、学生に単独使用させない工作機械の使用について、教員の合意のもと相番であれば可とする。

(5) その他

・工作機械室内での火気の取扱いは厳禁とする。

・飲食物の持ち込みは厳禁とする。

・機械使用後は、集塵機等を利用しておがくずを清掃する。

・不要な木材は、所定の場所に集積する。

・各所に木材を放置しない。

・定期清掃に必ず参加する。

4.8　工作機械室　工作機械一覧

	機械名	摘要	設置場所
1	ボール盤	日立　B13（100V）	N219　工作機械室
2	糸鋸	テラニシ　JFM1000（100V） ユタカ　YC-50FHB（100V）	N219　工作機械室
3	小型帯鋸盤	RYOWA　BSW-200（100V）	N219　工作機械室
4	昇降盤	協和ペティーワーク（200V）	N106　工作機械室
5	手押鉋	大洋 巾300mm（200V）	N106　工作機械室
6	自動鉋	桑原 巾500mm（200V）	N106　工作機械室
7	帯鋸	RYOBI　BS-1100-AS（200V）	N106　工作機械室
8	集塵機	協和KAZ-3C（200V）	N106　工作機械室
9	コンプレッサー	日立　FG-414624（200V）	N106　工作機械室

4.9　デザインラボの使用上の注意

(1) 演習室は、決められた時間を遵守して使用すること。

(2) 作業で出た模型材料等のゴミ類は、必ずその都度所定の場所に処理し清掃して退室すること。

(3) 制作中の図面や模型等は、毎回その都度整理整頓し、演習室の美化に心がけること。

(4) 大学が用意した以外の暖房器具等は使用してはならない。

(5) 作業中は空気環境に十分留意し、適宜換気を行うこと。

(6) スプレーのりやカラースプレー、ジェッソ等を使用する場合は、決められた所定の場所で行うこと。

(7) 刃物を扱う場合、机や床、壁を傷つけないように、カッターマット等を用いて、刃物を使用すること。

(8) 演習時間外に大学の製図板およびプリンターを使用する場合は、担当教員の許可を得ること。

4.10　実習別 「起こりうる事故とその対策」

陶芸編

分類	起こりうる事故	予防方法
電動機械	電動ろくろに作業着や髪の毛がからまる	整理整頓および作業服に配慮するまた髪の毛はヘアバンドなどでまとめる
	パワーミキサー（攪拌機）による損傷	未使用時にはコンセントを抜き、使用時にはハンドルをしっかり持ち、刃先には触れない
	自動乳鉢（撹拌擂潰機）による損傷	未使用時にはスイッチを切り、稼働時には乳棒・乳鉢に触れない
	スプレーガンにて拡散した釉薬を吸い込む	防塵マスクの着用の徹底
	コンプレッサーの圧縮空気による損傷	使用時にはスプレーガン及びホース接続状況を確認
		使用後はスイッチを切りコンプレッサーのエアーを抜く
	感電被害の可能性	電動機械を使用する時はプラグを濡れた手でつながない
電動工具	体の損傷事故	教員の指導の下、十分注意をして使用し、指導員がいない場合の使用は禁ずる
	ディスクグラインダーによる損傷事故	ディスク、安全カバーの固定を確認
		ゴーグルおよび防塵マスクを着用、機械の回転に巻き込まれないよう、作業に適した服装で行なう
		未使用時にはコンセントを抜き、使用時には刃先には触れない
	感電被害の可能性	電動工具を使用する時はプラグを濡れた手でつながない
錐〔きり〕	使用時の指先の損傷	刃の先端に手を添えない
		無理な力を加えて加工せず、切れの悪いときは刃を研ぐ
		無理な姿勢で加工をしない
鉋〔カンナ〕	成形体を削る際の指先の損傷	鉋をしっかり持つ、使用しない鉋は前方の台に置き、使用後はケースに収める
		無理な力を加えて加工せず、切れの悪いときは刃を研ぐ
	切り離した帯鉄屑における指先の損傷	帯鉄屑などの金属片は速やかに専用屑入れに捨てる
鑢〔ヤスリ〕	鉋身を研いでいる最中に指先を擦傷する	金属や木材を押さえる指先が鑢に当たらないように正しい持ち方で擦る
鋸〔のこぎり〕	木材を抑えている指先の損傷	木材を万力に挟み、指の近くでの切断時には注意する
		無理な姿勢で加工をしない
小刀	体の損傷事故	刃物の進む先に手足を置かない
		力任せに刃物を使用することは厳禁とする
		無理な力を加えて加工せず、切れの悪いときは刃を研ぐ
材料の使用と管理	材料移動時に手足を挟む	重量物は無理せず複数人で持ち、移動中は声を掛け合う
	重量備品の倒壊	棚板は床に板を敷き少し斜めに立て掛ける、支柱類は種類別にバランスを考え積み重ねる
	釉薬や石膏などの粉塵被害の可能性	防塵マスクの着用の徹底、施釉後の釉薬は指定の蓋付容器にまとめる
窯詰・窯出作業	棚板および支柱による指先の損傷や火傷の可能性	周辺を整理したうえで、軍手を使用し作業を行なう
焼成作業	体の損傷事故	教員の指導の下、十分注意をして使用し、指導員がいない場合の使用は禁ずる
	窯のマイコン設定ミスによる火災の発生	教員の指導の下、マイコン設定を正確に行い、窯の周辺に燃える物がない事を確認する
	窯の高温状態による火傷災害の発生	燃えにくい作業着や軍手の使用を徹底する
	還元時のガス点火の危険性	学生のみの使用は厳禁、教員の指導の下、ガスコックの開閉確認、空気圧の調整を行い点火を行なう
	還元時の一酸化炭素中毒の可能性	通気･換気に十分気をつける
	還元時の炎による引火の可能性	炉壁の穴から炎が出ているため身体、特に炉内を見ようとして顔を近づけない事
	電気窯の感電被害の可能性	使用前、点検として主電源が入っていないことを確認する
土練機	土を投入する際に手を巻き込む可能性	学生のみの使用は厳禁、教員の指導の下、作業に適した服装で行なう
その他	破損した陶磁器製品を不用意に触ることによる損傷	軍手の使用を徹底する
	実習作業全般・掃除などの粉塵による影響	換気を行ない、作業終了後身体全体に付着した粉塵をしっかり掃い、手洗い・うがいの遂行
	掃除や重量運搬の際の指先・足元の危険性	軍手や滑らない靴を使用する

木工編

分類	起こりうる事故	予防方法
鑿［のみ］	体の損傷事故	刃物の進む先に手足を置かない
		無理な力を加えて加工せず、切れの悪いときは刃を研ぐ
		無理な姿勢で加工をしない
	たたきのみ使用時に槌で手を打つ	教員の指導の下、正しく槌を扱う
鉋	鉋身を研いでいる最中に指先も研いでしまう	一心に研いでいると自分の指も削っているのに気がつかないので注意する
	体の損傷事故	無理な姿勢で加工をせず、刃の前に手を添えない
		無理な力を加えて加工せず、切れの悪いときは刃を研ぐ
	刃を抜く際に落とす	刃を抜く際は指を添えて飛び出さないようにする
鋸	材を抑えている手の指を切る	教員の指導の下、指の近くでの切断時には注意する
		クランプを使用するなど材を固定して切断する
		無理な姿勢で加工をしない
小刀	体の損傷事故	刃物の進む先に手足を置かない
		力任せに刃物を使用することは厳禁とする
		無理な力を加えて加工せず、切れの悪いときは刃を研ぐ
彫刻刀・その他の刃物	体の損傷事故	持ち方・姿勢等、教員の指導に従う
		刃物の進む先に手足を置かない
		無理な力を加えて加工せず、切れの悪いときは刃を研ぐ
		力任せに刃物を使用することは厳禁とする
		無理な姿勢で加工をしない
錐〔きり〕	使用時の指先の損傷	刃の先端に手を添えない
		無理な力を加えて加工せず、切れの悪いときは刃を研ぐ
		無理な姿勢で加工をしない
電動工具	作業着がからまる	整理整頓および作業服に配慮する
	旋盤から材料が外れる	チャックの緩みなどをこまめに確認する
		切れ止んだバイトで無理に押し付けて切削しない
	工具先端刃物による損傷	未使用時にはコンセントを抜き、使用時には刃先には触れない
	サンダー等から発生する粉じんを吸い込む	防塵マスクの着用の徹底
	感電をする	電動工具を使用する時はプラグを濡れた手でつながない
材料	材料移動時の手足の挟まれ	重量物は無理せず複数人で持ち、移動中は声を掛け合う
	材料の倒壊	材料を単独で壁に立てかけない
その他	漆によるかぶれ（皮膚炎）	手袋の着用等、体に付着しないように注意する
		付着した際は溶剤で除去
		かぶれを発症した場合は皮膚科に通院する
	溶剤の取り扱い	長時間吸引しないように、定期的に換気を行う
		指先など皮膚に付着した際は、作業後石鹸を付けて手を洗うようにする
		学内で溶剤を取り扱う場所は専門の実習室内とし、不特定の場所において使用しない
		気分が悪くなったら無理に作業を続けず、空気のきれいな場所に移り体を休める
		直接眼に入らないよう注意する
		火気を近づけない

木彫刻編

分類	起こりうる事故	予防方法
彫刻刀	体の損傷事故	持ち方・姿勢等、教員の指導に従う
		刃物の進む先に手足を置かない
		無理な力を加えて加工せず、切れの悪いときは刃を研ぐ
		力任せに刃物を使用することは厳禁とする
鑿［のみ］	体の損傷事故	刃物の進む先に手足を置かない
		無理な力を加えて加工せず、切れの悪いときは刃を研ぐ
		叩き台、クランプを使用するなど材を固定し加工する
		無理な姿勢で加工をしない
	たたきのみ使用時に金槌（木槌）で左手(右手）を打つ	教員の指導の下、正しく金槌（木槌）を扱う
鉋	鉋身を研いでいる最中に指先も研いでしまう	一心に研いでいると自分の指も削っているのに気がつかないので注意する
	体の損傷事故	無理な姿勢で加工をしない
鋸	材を抑えている左手(右手）の指を切る	教員の指導のもと、指の近くでの切断時には注意する
		クランプを使用するなど材を固定して切断する
		無理な姿勢で加工をしない
電動工具	回転をともなう電動工具に衣類等を巻き込まれる	電動工具を使用する際は、教員の指導のもと、衣類等にも十分注意をはらう
材料	材料移動時の手足の挟まれ	重量物は無理せず複数人で持ち、移動中は声を掛け合う
	材料の倒壊	材料を壁に立てかけない

漆芸編

分類	起こりうる事故	予防方法
鋸	材を抑えている左手の指を切る	指の近くで使用切断する時には指に当たらないように注意する
	体の損傷事故	無理な姿勢で加工をしない
塗師屋包丁	体の損傷事故	刃物の進む先に手足を置かない
		力任せに刃物を使用することは厳禁とする
	刃を研いでいる最中に指先も砥石で摺ってしまう	刃物を押さえる指先を気が付かない内に砥石で擦ってしまわぬように注意する
	体の損傷事故	塗師屋包丁など刃物類の使用時は握り手が滑らないように十分注意する
		無理な姿勢で加工をしない
鉋	鉋身を研いでいる最中に指先も砥石で摺ってしまう	刃物を押さえる指先を気が付かない内に砥石で擦ってしまわぬように注意する
	体の損傷事故	刃先の出加減を指先で触れて確認するが、指先を切らないよう、刃に沿う向きに指を滑らせないように指導する
		無理な姿勢で加工をしない
小刀	体の損傷事故	刃物の進む先に手足を置かない
		力任せに刃物を使用することは厳禁とする
		無理な姿勢で加工をしない
彫刻刀・その他の刃物	体の損傷事故	刃物の進む先に手足を置かない
		無理な力を加えて加工せず、切れの悪いときは刃を研ぐ
		力任せに刃物を使用することは厳禁とする
		無理な姿勢で加工をしない
電動工具	体の損傷事故	教員の指導のもと十分注意をして使用し、指導者がいない場合の使用は禁ずる
	回転をともなう電動工具に衣類等を巻き込まれる	機械の回転に巻き込まれないよう、作業に適した服装を心がける
	切削工具の先端で怪我をする	切削工具の先端の刃で怪我をしないよう十分注意をはらう
	体の損傷事故	無理な姿勢で加工をしない
	感電をする	プラグを濡れた手でつながない
電気器具	火傷をする	加熱部分に触れないようにする
	感電をする	プラグを濡れた手でつながない
その他	漆によるかぶれ（皮膚炎）	特に初期段階は手袋を着用するなどし、体に付着しないように注意する
		付着した際は溶剤等で除去（付着部位により教員の指示を乞う）
		かぶれを発症した場合は教員に連絡の上、皮膚科に通院する
	溶剤の取り扱い	長時間吸引しないように、定期的に換気を行う
		指先など皮膚に付着した際は、作業後石鹸を付けて手を洗うようにする
		学内で溶剤を取り扱う場所は専門の実習室内とし、不特定の場所において使用しない
		気分が悪くなったら無理に作業を続けず、空気のきれいな場所に移り体を休める
		直接眼に入らないよう注意する
		火気を近づけない

建築（模型）編

分類	起こりうる事故	予防方法
刃物	カッターナイフ、鑿、小刀等使用時の体の損傷	持ち方・姿勢等、教員の指導に従う
		刃物の進む先に手足を置かない
		無理な力を加えて加工せず、切れの悪いときは刃を研ぐまたは刃を交換する．交換した刃（捨てる刃）は安全性に留意して処理すること
		力任せに刃物を使用することは厳禁とする
		無理な姿勢で加工をしない
	刃物を研いでいる最中に指先を擦傷する	指が砥石に当たらないように正しい持ち方で研ぐ（刃を交換する）
	鑿使用時に槌で手を打つ	教員の指導の下、正しく槌を扱う
ヒートカッター	ヒートカッター使用時に巻き込むによる衣服・頭髪の損傷	整理整頓および作業服に配慮する
	ヒートカッター使用時に体の損傷（火傷、飛散事故）	教員の指導の下、正しく使用する
	ヒートカッター使用時に体質により等アレルギー反応が出る	長時間吸引しないように、定期的に換気を行う
		気分が悪くなったら無理に作業を続けず、空気のきれいな場所に移り体を休める

文化財編

分類	起こりうる事故	予防方法
鋸	材を抑えている手の指を切る	教員の指導の下、指の近くでの切断時には注意する
	体の損傷事故	無理な姿勢で加工をしない
鑿［のみ］	体の損傷事故	刃物の進む先に手足を置かない
		無理な力を加えて加工せず、切れの悪いときは刃を研ぐ
		無理な姿勢で加工をしない（万力やＦクランプで材を固定する）
	たたきのみ使用時に金槌（木槌）で左手(右手）を打つ	教員の指導の下、正しく金槌（木槌）を扱う
鉋	体の損傷事故	刃先の出加減を指先で触れて確認するが、指先を切らないよう、刃に沿う向きに指を滑らせないように指導する
		無理な姿勢で加工をしない
	歯の取り出し	歯を台から抜くときは、押さえ歯が滑り落ちない様、指や手で押さえてから台をたたいて抜く
彫刻刀	体の損傷事故	持ち方・姿勢等、教員の指導に従う
		刃物の進む先に手足を置かない
		無理な力を加えて加工せず、切れの悪いときは刃を研ぐ
		力任せに刃物を使用することは厳禁とする
		無理な姿勢で加工をしない
小刀	体の損傷事故	刃物の進む先に手足を置かない
		力任せに刃物を使用することは厳禁とする
		無理な姿勢で加工をしない
塗師屋包丁	体の損傷事故	刃物の進む先に手足を置かない
		力任せに刃物を使用することは厳禁とする
	鉋身を研いでいる最中に指先も研いでしまう	一心に研いでいると自分の指も削っているのに気がつかないので注意する
	体の損傷事故	塗師屋包丁・小刀等の使用時は手袋を着用しない
		無理な姿勢で加工をしない
電動工具	体の損傷事故	教員の指導のもと十分注意をして使用し、指導者がいない場合の使用は禁ずる
	回転をともなう電動工具に衣類等を巻き込まれる	電動工具を使用する際は教員の指導のもと、衣類等にも十分注意をする。袖先等広がった服は着ない。
	切削工具の先端で怪我をする	電動工具を使用する際は、切削工具の先端の刃で怪我をしないよう十分注意をはらう
	体の損傷事故	無理な姿勢で加工をしない
	感電をする	電動工具を使用する時はプラグを濡れた手でつながない
電気器具	火傷をする	電熱器を使用する時は加熱部分に触れないようにする
	感電をする	電気器具を使用する時はプラグを濡れた手でつながない
その他	漆によるかぶれ（皮膚炎）	特に初期段階は手袋の着用等、体に付着しないように注意する
		付着した際は溶剤等で除去（付着部位により教員の指示を乞う）
		かぶれを発症した場合は教員に連絡の上、皮膚科に通院する
	溶剤の取り扱い	長時間吸引しないように、換気を行う
		指先など皮膚に付着した際は、作業後石鹸を付けて手を洗うようにする
		学内で溶剤を取り扱う場所は専門の実習室内とし、不特定の場所において使用しない
		気分が悪くなったら無理に作業を続けず、空気のきれいな場所に移り体を休める
		直接眼に入らないよう注意する
		火気を近づけない

デザイン領域編

分類	起こりうる事故	予防方法
刃物	カッターナイフ、鑿、小刀等使用時の体の損傷	刃の行き先を予測し、刃の前に手足を置かない
	刃物を研いでいる最中に指先を擦傷する	指が砥石に当たらないように正しい持ち方で研ぐ
	鑿使用時に槌で手を打つ	教員の指導の下、正しく槌を扱う
鉋	鉋身を研いでいる最中に指先を擦傷する	指が砥石に当たらないように正しい持ち方で研ぐ
	使用時の体の損傷	無理な姿勢で加工をせず、刃の前に手を添えない
		無理な力を加えて加工せず、切れの悪いときは刃を研ぐ
	刃を抜く際に落とす	刃を抜く際は指を添えて飛び出さないようにする
鋸	指を切る	クランプ等を使用し固定の上、指の近くでの切断時には注意する
		無理な姿勢で加工をしない
電動工具	使用手順の誤りによる事故の発生	教員の指導の下、正しく工具を扱う
		力任せに使用することを厳禁とする
	作業着がからまる	整理整頓および作業服に配慮する
	工具先端刃物による損傷	未使用時にはコンセントを抜き、使用時には刃先には触れない
	サンダー等から発生する粉じんを吸い込む	防塵マスクの着用を徹底し、集塵機を使用する
樹脂	体質により、かぶれ等アレルギー反応が出る	教員指導の下、樹脂、溶剤等薬品の定められた使用法を厳守する
		手袋の着用等、体に付着しないように注意する
		防毒マスクの着用の徹底
		学内で樹脂、溶剤を取り扱う場所は専門の実習室内とし、不特定の場所において使用しない
		長時間吸引しないように、定期的に換気を行う
		気分が悪くなったら無理に作業を続けず、空気のきれいな場所に移り体を休める
		直接眼に入らないよう注意する
	使用量の間違いによる火傷・発火	適切な添加量を計量の上、使用する
材料	材料移動時の手足の挟まれ	重量物は無理せず複数人で持ち、移動中は声を掛け合う
	材料の倒壊	材料を単独で壁に立てかけない
溶接	使用手順の誤りによる事故の発生	教員の指導の下、正しく工具を扱う
	溶接時に紫外線を浴びる	溶接面、作業服等を着用する
	火傷をする	作業服等は綿素材の物を着用する
		皮手袋を着用する
	火花の飛散	火花の飛散範囲内に可燃物のないことを確認する

＊その他、分野実習室での作業の際は、それぞれの注意事項を確認する。

4.11　事故発生時の対応フロー

以下のフローは、実習中に事故が発生した時の対応手順をまとめたものである。事故の状況に合わせて適切に対応することが望まれる。本フローを実習室に掲示しているので、各学生は有事の対応手順を理解しておくこと。

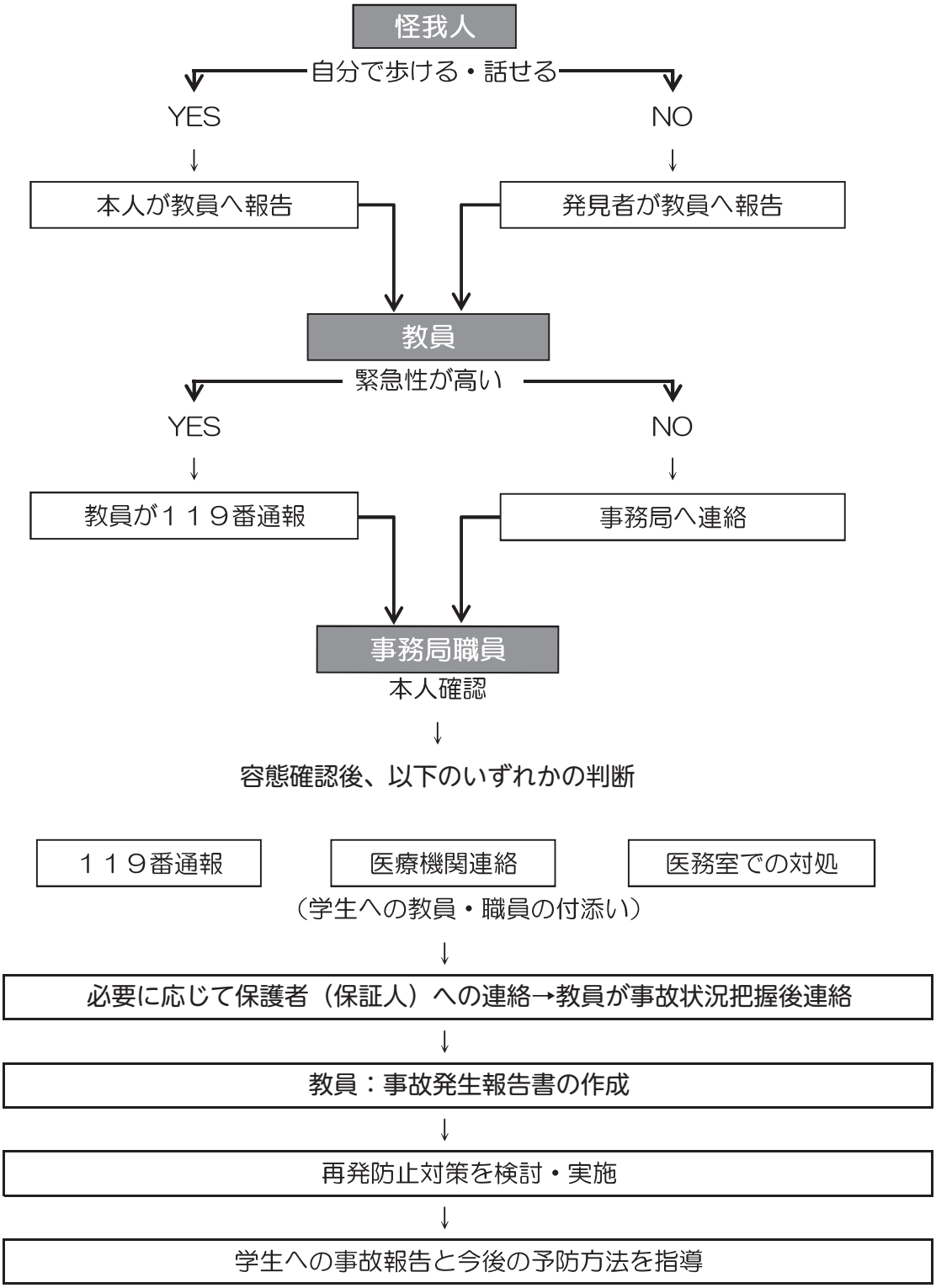

4.12　実習・演習室における教材の整理について　（N219 工作機械室奥　教材保管所）

作業時などにおける整理整頓の励行は、安全で快適な作業環境を維持し優良な作品を生み出す上で重要な要素であり、基本中の基本と言える行いです。整理整頓を怠ることにより、制作に力を注いだ作品を壊してしまうだけではなく、場合によっては取り返しのつかない大怪我に繋がる場合もあるため、いい加減な気持ちで取り組まないように十分に注意を払わなくてはなりません。

整理整頓は実習室・演習室内での制作のみならず、道具や材料の保管場所においても大変重要です。本学においては北館２階のN219 工作機械室の奥側に教材などを常時保管するための部屋を設けており、授業後に実習室・演習室内に残置できない制作途中の作品や材料・道具を保管することができます。作業後に使用した実習室・演習室の掃除を行うことは勿論であるが、作品や道具をそのままに放置するのではなく、有効に保管場所を使用し、常に実習室・演習室内が整然とした状態であるよう心掛けてください。

・制作途中の作品を破損せぬよう、お互いに注意を払う。
・床上に歩行に支障をきたすような大型の材料や道具を置いたままにしない。
・長さのある材料はなるべく壁や棚などに立てかけない。やむを得ず立てかける場合は素材同士を紐などで縛り、更に棚に縛り付けるなど倒れてこないように固定し、安全を図る。
・棚から素材などがとび出した状態で保管しないように注意する。
・重量のある材料や道具はなるべく低い位置に置く。
・刃物類は刃がむき出しの状態にならないように覆いをかけておく。
・電動工具のコードや延長コード、ロープなどの長さのあるものは解けないようにまとめておく。
・粉状の素材は周辺に飛散しないように、袋の口をしっかり閉じておく、容器の蓋を閉じておくなどの対処をする。
・合成樹脂や有機溶剤などは漏れ出さないように、容器の密閉に十分注意する。また窓のそばなど、直射日光が当たり温度変化が大きくなる場所には置いてはならない。
・漆はかぶれの可能性があるため実習室以外ではみだりに保管してはならない。教材保管場所は使用せず、実習室内において保管する。

＊その他専門性のある素材や道具の保管方法については、それぞれの教員の指示に従うこと。

5　校外活動時の事故対策

5.1　心構え

「校外活動」は学外での諸活動であることから、万が一事故が発生した際のことを考慮して学生全員が「学生教育研究災害傷害保険」に加入しています。ただし、校外での活動に臨む学生は、常に安全第一であることを自覚し、身勝手な行動や危険な行動はいかなる状況でも行ってはならないことを認識していなければなりません。

以下に遵守すべき項目を列記します。

1．事前に活動の内容を十分に理解する。
2．引率教員もしくは受け入れ機関担当者の当日の緊急時連絡先を事前に確認する。
3．当日に向けての体調管理に努める。
4．当日は引率の教員もしくは受け入れ機関担当者の指示に従って行動する。

また、活動終了後に一日を各自振り返り、自分自身の行動に危険な点はなかったか、周囲に危険な状況はなかったかを見つめ直すことも大切なことです。具体的な安全の素養は日ごろの体験から習得されるものであるが、いわゆる「ヒヤリ・ハット」のように、事故には至らないことでも危険な事態に遭遇した際にそれを認知し、その後の行動へ展開していく習慣が意味を成すことも理解しておく必要があります。

5.2　インターンシップ活動時の注意事項

インターンシップは、３年次に実施するキャリア形成科目の一つです。選択しているコースごとに、企業、工房、諸団体の活動場所へ赴くことになります。本活動についても、状況、時期等によりさまざまな安全対策が必要となるが、ここには、共通する注意事項を列記します。

・インターンシップ先への通勤に際しては、事前に通勤手段を十分確認すると共に、交通安全を心がけること。万が一、通勤途中あるいはインターンシップ実施中にケガをした場合は、速やかに企業担当者及び本学担当教員に連絡し、その後の指示を受けること。
・インターンシップ先での軽率な行動は事故を誘発することがあるので、慎重に行動すること。作業時の安全には細心の注意を払うとともに、担当指導者の注意、指示を遵守すること。
・体調管理も仕事の一つと考え、就業期間中はインターンシップに専念できるよう体調を整えて臨むこと。
・インターンシップの受入機関によっては、就業の際に条件として保険加入を指示されることがあるので、事前にきちんと確認すること。
・インターンシップ実施中、不慮の過失により機器の故障などの損害が生じた場合は、速やかに企業担当者及び本学担当教員に連絡し、その後の指示を受けること。

・インターンシップ先で知り得た情報は、外部に一切漏らさないこと。
・その他、インターンシップ先において不測の事態や疑問点が出た場合は、自分で勝手に判断せず、企業担当者あるいは本学担当教員に報告・連絡し、相談すること。

5.3　留学・渡航についての注意事項

【留学形態】

1．語学留学：基本的な英語力を身につけておく

1）語学留学をする場合、留学さえすれば英語が話せるようになるとは考えないこと。中学生程度の基本的な英語力はまず日本で身につけてから渡航を考えること。

2）海外の語学学校は「文法やリーディングは苦手だから会話だけ楽しみたい」という人を対象としているのではない。通常は読む、書く、文法、話す、聞く、の語学スキル全般にわたってまんべんなく勉強する。「○○についてグループで論じなさい」といったようなテーマが与えられることもあり、年齢相応の一般常識が必要となる。習熟度レベルでクラス分けされるが、わざわざ留学をして全くの初心者を対象とした中学１年生レベルの英語を学ぶことにならないよう、語学留学を考えるならば、国内にいるあいだに十分英語を学んでおくことが勧められる。

2．提携大学間の交換留学：一般常識と英語の運用能力が必要

1）提携大学間の交換留学の場合、大学のサポートが入るが、年齢相応の一般常識と知識は必ず必要である。また、自国の文化を理解していないと異文化交流は成立しない。事前に大学で専門科目と一般教養科目の両方をしっかりと学んでいることが大切である。

2）本学の提携大学では英語がコミュニケーションの手段として使われる。英語圏の国でなくても海外の大学生は一般的に英語の運用能力があり、同程度の英語能力が日本側にも期待される。

日本国内で「あの人はコミュニケーション能力がある」とされる人が海外ではまったくコミュニケーションがとれないことがしばしば見受けられる。「空気を読む」習慣が日本と異なる海外でのコミュニケーションは「言語」に大きく依存する。

3．正規留学：目的意識を明確に

自分がなぜ留学をするのかという目的をはっきりとさせておくことが大切である。さまざまな要因を考慮して滞在地を選び、留学の目的、入学の期間、授業料を含む経費、入学資格、留学生のサポート体制を十分に考慮した上で大学（学校）を選ぶ。

【渡航までの注意】

1．パスポート

留学であれ旅行であれ海外に行くには、パスポート（旅券）が必要である。パスポートは出入国の手続きや、ビザ（査証）の申請の際だけではなく、ホテルのチェックイン等身分証明として提示を求められることがある。海外ではパスポートは常に携帯することになっ

ている。紛失、盗難に遭った時のために、旅券番号及び発行日等を必ず控えておく。

パスポートの申請

パスポートは、住民登録をしている都道府県、大使館、総領事館の申請窓口で必要書類を提出して申請する。申請から受領までには週末を除いて通常１週間程度かかる。

パスポートを申請するための具体的な書類は以下の外務省ウェブサイトで確認する。

外務省「日本国内及び国外でパスポートに関する申請手続きに通常必要な書類
http://www.mofa.go.jp/MOFAJ/toko/passport/pass_5.html
外務省「パスポートの申請から受領まで」
http://www.mofa.go.jp/MOFAJ/toko/passport/pass_2.html

2．ビザ

ビザとは、受入国の大使館や領事館にある査証部が与える入国許可証である。３か月以内の短期留学や旅行ではビザが不要な場合もあるが、ビザの申請は国家関係や許可プロセスに応じて変更されることが多いので、最新の情報を調べて手続きを行うこと。

ビザは入国の目的によって種類が異なる。申請は、自分の国の渡航先の大使館、又は関係機関で行う。

学生ビザでは、受講修了後速やかに帰国しなければならない。就労や移住の意志が見られた場合ビザはおりない。最新の情報は大使館のホームページなどで入手する。

3．保険

けがや病気の際の医療費、対物対人の賠償責任等さまざまな保険商品がある。自分の渡航に最も適した保険に加入する。

4．国際学生証

国際学生証（ISICカードInternational Student Identity Card）は学生であることを証明する国際IDカードであり、美術館、博物館、交通機関等で学生割引が受けられる。詳細は以下のウェブサイトで確認する。

https://www.isic.org

【滞在先での注意】

1．宿泊（ホテルの場合）

部屋の施錠を確認し、貴重品は必ず携帯すること。ホテルロビー、朝食会場での置き引きに注意すること。

2．宿泊（ホームステイの場合）

家庭に受け入れてもらっているという気持ちを忘れず、何かしてもらったときは必ずお礼を言う、帰宅が遅くなるときは早めに連絡を入れる、家のものを使わせてもらうときは許可をもらう、などホームステイ先の家族とコミュニケーションをとること。また、自分のベッドルームを汚さない、シャワーや風呂を使った後は次の人のために必ずきれいにしておく等、マナーを守ること。

3．夜間外出

日本は世界の中で最も治安の良い国の一つであるが、世界的には治安の良さは当たり前ではない。したがって、海外では単独行動は避けること。複数名であっても、日本にいる感覚で、深夜コンビニに買い物に出歩かないこと。夜間の外出は常に危険があることを認識しておくこと。

4．危険だとされている地域

一つの都市、町の中で「危険」とされている地域がある場合、決して興味本位で近づかないこと。危険な場所に入ることは、決して冒険ではない。

5．服装・持ち物

犯罪のターゲットとなるような華美な、あるいは目立った服装を避けること。スマホを見ながら歩かないこと。

バスや地下鉄内ではリュックサックは体の前に抱えること。自分のスーツケースや荷物から目を離さないこと。

6．犯罪に遭ったら

現地の警察、日本大使館あるいは領事館に届け出ること。保険が適用される場合は保険会社に問い合わせる。

5.4　その他活動時の注意事項

以上の諸活動に加え、校外での活動としては、校外研修・調査活動等があります。いずれの活動にも共通する注意事項を列記しておきます。

■事前準備

・調査対象・調査地：対象とする事物はどのようなものか、いつ、どこに行けばいいのか、文献やネットでできる限り調べておく。調査地についても、周辺地域も含めてどのようなところなのか、調べておくこと。

・天候：調査期間の天候はどうか、ニュースやインターネットで調べておく。また、天気図の見方に慣れておく必要がある。海に行く場合は、潮汐表を確認しておくこと。

・装備：調査に必要な装備は当然ながら、天候の変化、事故にあったときのために、充分な装備をしていく必要がある。
・活動届：事前に野外実習に関わる活動届けを提出しておくこと。

■無理な計画を立てない

調査では、いろいろなアクシデントがあり、予定通り進まないことが普通である。時間に追われ、あせって行動をしているときに事故に遭う。無理な計画を立てて現地で縮小するより、最低限やりたい仕事を充分な余裕を持って実施できる予定を立てること。また、適切な休息日・休息時間をあらかじめ設定すること。

■単独行動は避ける

野外ではどんなトラブルがあるかわからない。研究は個人個人の努力に負うところが大きいが、救助や危険回避のため、できるだけ個人行動は避けること。特に山・川・海など、事故が起きたときに近くに助けを求める人がいない場所では、複数の人間で調査をおこなうこと。

■調査先の連絡

担当教員、友人に事前に連絡を入れてから出発し、長期の調査では定時連絡を入れること。活動計画書を事前に作成して残しておくことが望ましい。また、担当教員の緊急連絡先はメモして、常に連絡できる状態にしておくこと。どこに出ているのか、誰もわからない状態での調査は絶対に避けること。

■体調管理

野外調査では、天気や地形など常に状況が変わる。めまぐるしく変わる状況に的確に対応するには、冷静に判断できるよう、体力・精神力を整えておく必要がある。寝不足や風邪気味など、体調の悪い日には調査に出ない勇気も必要である。また、きちんと食事（特に朝食）を取ることも体調を維持するのに必要である。炎天下の作業においては熱中症に、寒冷地では低体温症に注意する。

■天候

悪天候が予想される場合は計画を中止、変更して待機する。調査中に悪天候になった場合は安全な場所に避難する。天候が回復した後も、足下が滑りやすくなる、落石や土砂崩れの危険性が増すので注意する。

落雷にも充分注意する。雷鳴が聞こえたら、落雷の危険が迫っている。平坦地では姿勢を低くして非難する。木の下は、木に落雷する可能性があるので危険である。木から２ｍ以上離れ、木の上を45度の角度で見上げる位置に、しゃがみこむ。建物や自動車などの中は安全である。送電線の下も安全であるが、２ｍ以上離れること。

■山での調査

道に迷ったと思っても、慌てないこと。絶対に沢に下りてはいけない。滝などにあたることが多い。下ろうとせず、登ること。道が違うと思ったら思い切って引き返す。日が暮れたら動かない。

崖などで採集調査をおこなうときには、ヘルメットを着用し、落石等の心配がないか前もって上方の安全を確認する。岩石標本を採集する際には、ハンマーの使用に充分注意し、できるだけ周囲に破片が飛散しないようにする。採集や調査が終了したら速やかに崖から離れること。

■川、海での調査

事前に調査地点およびその周辺の天候をよく確認しておくこと。調査地点では晴れていても、上流での降雨やダムの放水などによって川が増水することがある。流れや波が強いと判断したときには充分に注意し、状況によっては調査を中断、延期する勇気も必要である。

■救助・搬送が必要な事故等が発生した場合

迅速に救助を要請する（救急車：119、警察：110、海難事故：118）。事故等の発生場所と内容、時刻、けが人の状況などについて正確に伝える。その後、指導教員、大学にも状況を連絡する（075-525-1515）。

■出発に向けての準備

これから調査に出かけようとする場合、暑いかもしれない、寒いかもしれない、雨が降るかもしれない、帰れなくなるかもしれない、虫に刺されるかもしれない、崖から落ちてけがをするかもしれないなど、いろいろと起こりうる可能性を考え、充分な装備をしてでかけること。

救急処置に必要な、最小限のファーストエイドキットを持参する。健康保険証かそのコピー、各自が保険に加入した場合は契約書の写しなどを持参する。携帯電話は非常時に有効な通信手段であるが、電波が届かない場所が存在することに注意し、そうしたエリアでの連絡手段についてあらかじめ検討しておく。

調査の形態により必要な装備は変わる。個別の調査に必要な装備は、各自それぞれ準備すること。

■山での装備

長袖シャツ・長ズボン：山に入るときは肌の出ない服装にすること。これだけで不用意なけがを防ぐことができる。

着替え：宿泊する場合はもちろん、川で浸水したり、大雨でぬれたりする可能性があるので、下着や靴下の着替えを準備しておけば安心。ぬれないようにビニール袋に入れて運ぶこと。

防寒具：暖かいと思っても、急に寒くなったり雨にぬれたりすることがある。そのような時のために、薄手のカーディガンやセーターなどを１枚持って行くと助かる。寝袋のときは中に新聞紙を入れるとより暖かい。

運動靴・靴下・長靴：歩きやすく、疲れない靴を選ぶこと。ぞうりやサンダルは厳禁。ちょっとした調査であればスニーカーでもよいが、未舗装道や山道を歩く場合は、くるぶしが隠れるような軽登山靴がよい。その場合、靴下は厚手で長めのものがよい。湿地の調査などでは長靴が必要。キャンプをする場合は、キャンプサイトで着脱しやすいサンダルがあれば便利。

帽子：特に夏は日差しが強いので必ずかぶること。

ハンカチ（タオル）・ティッシュペーパー（トイレットペーパー）：ハンカチやタオルは手をふいたり、汗をぬぐったりするのに必要。長期間の調査の場合には、トイレットペーパーの芯を抜いてビニール袋にいれておけば、いざというときに役に立つ。

傘・雨ガッパ：どちらかは必ず用意すること。できれば両方準備しておけば使い分けられて便利。山に入る場合や両手を使った作業をする場合は雨ガッパの方がよい。傘は、軽量でコンパクトに折りたたみができるものがよい。雨ガッパは、雨は通さないが、内側からの汗は蒸発させることのできるゴアテックスなどの素材のものがよい。

ナップサック：両手が自由になる両肩にかけるタイプのもの。

ザックカバー：雨が降ったときにナップサックの上にかぶせて雨が中に侵入するのを防ぐ。

ヘッドライト：道に迷ったりして日が暮れたときに必要となる。日帰りの調査でも準備しておくこと。

水筒：ペットボトルなどでも代用できる。

行動食：チョコレート、あめ、ピーナッツなど。道に迷って野宿するときには命のかてとなる。

携帯電話：電波が届かないこともあるが、道に迷った場合に助かる可能性大。

※上記のものをナップサックに入れるが、ナップサックの中に大き目のビニール袋を広げ、荷物を入れると雨の時に濡れなくて済む。

■都市など日常生活に近い空間での調査

服装：歩きやすい靴を選び、必要に応じて帽子を着用する。ヒアリングをおこなう場合などは、相手に不快感を与えない服装を心がける。

調査機材：調査内容によって異なるが、不特定多数の人間と接する機会が多いことを認識する。機材がいたずらや盗難の被害を受けないよう注意するとともに、通行人がそれを避けて事故に遭うようなことが起きないように気をつける。

■薬の準備

たとえ短期間の調査でも、ちょっとしたすり傷や切り傷はすぐにできるし、急におなかが痛くなったり、風邪をひいたりする。ここでは薬局で購入できる一般的な薬を示した。各自の個別に必要となる薬や、考えられる事故・病気に応じて準備をすること。また、保険証（または保険証のコピー）は必ず用意しておくこと。

胃腸薬、風邪薬、解熱鎮痛薬、目薬、虫刺され・かゆみ止めの塗薬、消毒薬、シップなど。とげ抜き、綿棒、救急絆創膏、包帯、ガーゼ、テープなど。

※ビン入りの薬などは、必要な量（一日に必要な量×調査日数）だけ小分けして持って行くと軽くて済む。

※薬品関係だけコンパクトな収納箱（袋）に入れて持ち運びすると便利である。

■建築調査

建築の校外調査では、事故や損傷、および物品の損害など多くのリスクを含んでいるため、調査においては、特に下記の諸点に留意し、事故のないよう、また、他人に迷惑をかけないように行動すること。

①現場責任者、引率責任者等の注意をよく聞き、事故のないよう注意すること。特に事故リスクの高い頭上からの落下物、転落等のないよう、周辺の状況にも配慮しながら行動すること。

②屋上および屋根や足場等から転落など事故のないよう行動には細心の注意を払うこと。

③工事現場では、特に頭上からの落下物や工事用車両等など周辺状況に配慮し行動すること。

④移動中においては、交通事故のもととなる信号無視や不用意な飛び出しをしないこと。また、必要以上の大声をだして周囲に迷惑をかけないこと。

⑤建物並びに設置物、展示物等に損傷を与えないように注意して、調査に当たること。損傷が発生した場合は速やかに担当教員および現場責任者に連絡すること。

⑥建物等の写真撮影においては、不必要に建物内を覗き込んだり、敷地内に踏み込まないよう注意すること。必要がある場合は持主等に声をかけ許可をえること。また、写真に人物が映らないように注意し、やむ得ず人物が映り込む場合は写真の取り扱いに注意すること。

⑦実測調査では、足場や頭上等、無理のない態勢の確保に努めること。なお、高所や危険を伴う箇所では、ヘルメットの着用、安全ロープ等、安全確保のための器具の装備を行い、できるだけ複数による補助、監視を励行すること。

⑧調査において、以下のように発生する事故と対応策に注意して行動すること。

ａ．高所からの落下による骨折、ねんざ、打ち身

・脚立などを使用する場合は、安定した位置に据え付け、２人以上で作業し、１人は脚立を固定すること。

・高所で無理な体勢をとらない。

・小屋裏などを調査する場合は、しっかりした構造材に足をかけ、落下の危険がないか確認して動く。
・靴はすべりにくい靴底のものを履く。
・手をポケットに入れて行動しないこと。

b．車両との接触事故
・敷地外に出て調査する場合は、周囲を十分に確認する。
・カメラ撮影時には、ファインダーに気を取られ周囲確認を怠ることのないようにする。

c．部材から突出した釘、ささくれなどでの裂傷
・適宜長袖、長ズボン、軍手を着用する。

d．上部の梁、鴨居などでの頭部打撲
・頭上には十分注意して作業する。

e．熱中症、脱水症状
・真夏の調査ではこまめに水分を補給する、休憩をとる、木陰に入る、帽子をかぶるなどの対策をとる。
・小屋裏は屋外よりも暑くなる場合があるので、階下におりて随時休憩をとる。

f．虫ささされ、かぶれ
・屋外の調査では、防虫スプレーや蚊取線香などを使用する。
・軒下の蜂の巣などに注意する。

■その他

必要に応じて、ウエットティッシュ（手を拭く）、虫よけ、日焼け止め、冷却シート、使い捨てカイロ（寒いとき）、毒液吸い出しキット（「ポイズンリムーバー」等の商品名で販売）などを準備する。

ガムテープや瞬間接着剤があれば、ちょっとした修理などに役立つ。

宿泊する場合は着替え、洗面用具、目覚まし時計（携帯電話で代用可）などが必要。

5.5　学生教育研究災害傷害保険について

教育活動中の事故防止については、日頃から十分対策をたてておく必要がありますが、それでも事故は思わぬときに起きます。本学では、学生全員を対象に学生教育研究災害傷害保険（学研災）と学研災付帯賠償責任保険（学研賠）に加入し、授業時間中（実習を含む）や課外活動中、通学中に発生した傷害及び損害賠償責任に対する備えとしています。

<table>
<tr><td colspan="3">保険の種別</td></tr>
<tr><th>種別</th><th>学研災</th><th>付帯賠責</th></tr>
<tr><td>補償対象</td><td>本人の怪我に対する補償</td><td>学生が他人に怪我を負わせた場合や、他人のものを壊すなど法律上の賠償責任を負った場合に対する補償</td></tr>
<tr><td>補償内容</td><td>死亡保険金
最高 ２千万円
医療保険金
３千円～30万円等</td><td>対人賠償と対物補償を合わせて１事故につき１億円限度</td></tr>
<tr><td rowspan="14">補償の対象となる事故の範囲</td><td colspan="2">①正課中</td></tr>
<tr><td colspan="2">講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間の事故
※実習には社会活動・インターンシップも含みます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">②学校行事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間の事故</td></tr>
<tr><td colspan="2">③キャンパスにいる間</td></tr>
<tr><td colspan="2">①・②以外で学校施設内にいる間</td></tr>
<tr><td colspan="2">④課外活動（クラブ活動）中</td></tr>
<tr><td>大学の認めた学内学生団体の管理下で行う学校施設外での文化活動または体育活動を行っている間の傷害事故</td><td>インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動中の加害事故</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤往復中</td></tr>
<tr><td>通学中および学校施設相互間の移動中の事故</td><td>住居と活動場所となる施設との間の移動中の加害事故</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥学校施設等相互間の移動中</td></tr>
<tr><td colspan="2">大学が教育活動のために所有、使用または管理している施設の相互間の移動中の事故</td></tr>
</table>

ただし、個人や友人で企画した旅行・調査等諸活動は本保険の適用外になります。

6　新型コロナウイルス感染症について

6.1　コロナウイルスとは

これまでにヒト由来のコロナウイルスは４種類あり、風邪の原因の病原体として知られていました。また、イヌやネコ、ブタなど動物に感染するコロナウイルスも存在します。2002年中国・広東省に端を発した重症急性呼吸器症候群（SARS）は、コウモリのコロナウイルスがハクビシンを介してヒトに感染し、ヒトーヒト感染を起こすことで8000人を超える感染者を出しました。また、2012年にはアラビア半島で中東呼吸器症候群（MERS）が報告され、ヒトコブラクダからヒトに感染することが判明しました。そして、2019年12月から中国・湖北省武漢市で発生した原因不明の肺炎は、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）が原因であることが判明しました。

SARS-CoV-2は、SARSやMERSと同様に動物由来のコロナウイルスと判明しましたが、宿主動物はまだ分かっていません。現在はヒトーヒト感染によって流行が世界的に広がっている状況です。SARS-CoV-2による感染症をCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）と呼んでいます。

※ウイルスは、生物のような細胞は持たないが、遺伝子だけは持つ極小の構造体で、単独では生き延びることは出来ず、他の生物に寄生して増殖します。ウイルスに特効薬はありません。

6.2　新型コロナウイルスの感染経路と特徴

6.2.1　感染経路

①飛沫感染

感染者のくしゃみや咳、つばといった飛沫と一緒にウイルスが放出され、そのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。換気の悪い環境では、会話するだけでもマイクロ飛沫により感染します。

②接触感染

ウイルスを含む飛沫などによって汚染された表面を触った手で自分の口や目、鼻を触ってしまうと粘膜にウイルスが付着し感染します。

6.2.2　特徴

①発熱や咽頭痛といった症状が出る２日前の潜伏期から感染力があります。

②無症状のウイルス保有者からも感染します。

※通常、インフルエンザは感染すると24時間程度で高熱、関節痛といった症状が出現するので通常の生活はできません。医療機関を受診して確定診断を受けることが可能です。また、インフルエンザは症状が出始めてから感染力が強くなります。しかし、新型コロナウイルスは、無症状のヒトが感染させるので封じ込めにくいウイルスです。

6.3　新型コロナウイルス感染経過

①発症するまで

ウイルスが体に入って症状が出るまで１～14日間であり、通常５日程度で発症することが多いとWHOは公表しています。

②症状

初期症状はインフルエンザや風邪に似ています。頻度が高い症状は発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、呼吸苦です。新型コロナウイルスの特徴的な症状として、味覚・嗅覚障害があります。

③感染経過

症状が出てから１週間程度で、多くの人は軽症のまま対処療法で治癒しますが、肺炎症状が悪化し、血栓症や全身に炎症を起こすような重篤な合併症を引き起こす場合があります。新型コロナウイルスは急激に症状が悪化するケースがあり、特に重症化リスクのある人は、注意が必要です。また、合併症に呼吸不全、不整脈、急性心障害、肺塞栓症、急性脳卒中、炎症性合併症などが現れることがあります。

④後遺症

微熱、倦怠感、思考力の低下、息苦しさ、不眠、短期記憶障害、味覚・嗅覚障害、頭痛、脱毛など、多様な症状があることがわかってきましたが、治療方法などは確立していません。軽症者でも後遺症を訴える患者は少なくありません。

⑤重症化のリスク

リスクの高い基礎疾患や健康状態は以下の事例があります。

・65歳以上の高齢者	・悪性腫瘍	・慢性閉塞性肺疾患	・慢性腎臓病
・２型糖尿病	・高血圧	・肥満（BMI30以上）	・脂質異常症
・喫煙	・固形臓器移植後の免疫不全		・妊娠後期

（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第６版より）

6.4　濃厚接触者の定義

（国立感染症研究所疫学センター新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領　2021.1.8版）

感染可能期間（発症２日前含む）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者は、濃厚接触者とされます。

①感染者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者。

②手で触れることのできる距離（目安として１m）で、必要な感染予防策なしで感染者と15分以上の接触があった者。但し、環境や接触の状況等個々の状況から感染者の感染性を総合的に判断する。

③適切な感染防具なしに感染者を診察、看護または介護していた者。
④感染者の気道分泌液や体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者。

6.5　感染予防

①手洗い・手指消毒

新型コロナウイルスは流水だけでもウイルスを洗い流すことができますが、石鹸を使った手洗いは、コロナウイルスの膜を壊すことが出来るので更に有効です。30秒以上かけて丁寧に洗いましょう。石鹸を使って洗えば、さらに消毒液を使用する必要はありません。手洗いできない場合は、アルコール消毒液が有効です。

大学全ての建物、教室、トイレ等にアルコール消毒液を設置していますので適切に使用してください。

②マスクの着用と３密回避

○マスクを着用しましょう。

マスクはフィルター機能があるマスクを正しく装着しましょう。ノーズワイヤー部分を鼻筋に密着するよう折り曲げ、プリーツを広げて顎の下まで覆いましょう。

大学キャンパスに入構する人すべてにマスクの着用を義務付けています。

○30分に１回は部屋の換気をしてください。

効率の良い換気方法は、窓やドアなど２か所を開放し、できれば、部屋の対角にある窓、ドアを開放しましょう。

○人との間隔は、できる限り１m以上とりましょう。
○多くの人が狭い空間に集まらないようにしましょう。

③食事中の注意

○食事前・退店時には、手指消毒を。
○向かい合わせに座らず、横並びで、できれば１m以上の間隔を取ってください。
○食べているときは、喋らないで静かに食事をしましょう。
○会話するときは、マスクを着用してください。
○飲食店や食堂での滞在時間はできるだけ短くしましょう。
○感染防止対策が講じられている認証店を利用するようにしましょう。
○同居家族以外の人とアルコールが提供される食事会はなるべく避けてください。
○５人以上の集まりを避けて２時間以内にしましょう。
○大皿を避け、箸・グラス・皿共用は、控えましょう。

④家庭内感染防止（家で療養する場合の注意）

○個室で過ごし、可能な限り他の家族との接触はさけ、食事も個室で取る。

別室が無理な場合は、仕切りやカーテンなどを設置する。ご本人は極力部屋から出ない

ようにする。

○感染者の世話は特定の人が担当する（基礎疾患のない人が望ましい）。

○部屋の換気は定期的に行う。

○歯磨きの際の飛まつにも注意。

○マスクをつける。（ご本人が使用したマスクは、ご本人の部屋から持ち出さないようにしてください）（一度使用したものは、食卓などに放置せず、廃棄）（マスクを触った後は必ず手を洗う）

○こまめに石鹸で手を洗う。

○手拭きタオル、バスタオルは共有しない。

○ドアノブ、電気スイッチ、テレビのリモコンなど手で触る共有部分は、アルコール消毒液か次亜塩素酸ナトリウム消毒液で拭く。

○トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、消毒液で消毒する。

○感染者は家族の中で最後に入浴する。

○体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、通常の家庭用洗剤で洗濯し、しっかり乾燥させる。

○使用したティッシュなどは直ぐにビニール袋などに捨て、口を閉じる。

○同居の方も体温測定などの健康観察をし、不要不急の外出を避ける。症状がある時は保健所に報告すること。

⑤家庭で出来る消毒液の作り方

物の表面の消毒にはアルコール消毒液または、次亜塩素酸ナトリウム（漂白剤）消毒液（0.1%）が有効です。消毒液を含ませた布などでふき取るように１方向に拭く。漂白剤を使用した場合、金属は腐食のおそれがあるので、後で水拭きをする。

＜次亜塩素酸ナトリウム0.1%の作り方＞

500mlのペットボトルに塩素系漂白剤を10ml（ペットボトルのキャップ２杯分）入れ、500mlになるように水を入れる。

⑥体調チェック

毎朝検温をして、咽頭痛や咳等の自覚症状を記録する。

37度以上の発熱があり、明らかな原因がわからない時は医療機関にご相談ください。

⑦感染予防まとめ

■発熱等少しでも症状がある場合は登校せず、近隣の医療機関等へ相談する。
■30秒以上かけて丁寧に手を洗う習慣を身につける。
■手洗いしていない手で口元、鼻、目などの粘膜を触らない。
■マスクを正しく着用する。（※サージカルマスクを推奨します。）
■３密対策を実行する。
（30分に１回の換気、ソーシャルディスタンスの確保、多人数で集まらない）
■バランスの良い食事と睡眠をとり、疲れを翌日まで残さない。
■２人以上で飲食する場合、ソーシャルディスタンスを保ち、静かに食べ、会話をする時はマスクをする。
■同居家族以外との会食は、４人以下で２時間以内で行う。
■３密回避できない場所に出かけない。

6.6　新型コロナに関する相談

○発熱症状等ある方は、まずは身近な医療機関にお電話ください。

○休日・夜間、かかりつけ医がいない場合などは、**新型コロナ受診相談センター**に相談してください。

※各都道府県が公表している受診相談センター
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

【京都府・京都市の場合】

「きょうと新型コロナ医療相談センター」電話：075－414－5487

＊365日24時間対応。外国語対応も可能（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語）

※厚生労働省　電話相談窓口

専用電話：0120－565653（フリーダイヤル）

相談受付時間：午前９時～午後９時まで（土・日・祝日も実施）

今後ウイルスが変異して感染力や病原性が変化するなど予測できないので、以下のホームページから正しく情報を得ることが大切です。デマのSNS等には惑わされないように注意しましょう。

厚生労働省：　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

外務省海外安全ホームページ：　https://www.anzen.mofa.go.jp/

厚生労働省新型コロナウイルスに対するＱ＆Ａ：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

7　応急手当

7.1　応急手当の目的

負傷者や急病者が発生した場合、その場に居合わせた人が応急手当を速やかに行えば、救命効果の向上や治療の経過にも良い影響を与えることが、医学的に明らかにされています。緊急の事態に遭遇した場合、適切な応急手当を実施するためには、日頃から応急手当に関する知識と技術を学び、身に付けておく必要があります。

応急手当の目的は「救命」「悪化防止」「苦痛の軽減」である。

・「救命」　…反応がない・呼吸停止・心臓停止・気道異物などの症状を認めた場合
　救命処置を目的とした手当を最優先する
・「悪化防止」　…怪我や病気を現在以上に悪化させない
・「苦痛の軽減」…苦痛を与えない手当を心がけ、励ましの言葉をかける

応急手当においては、以下の４点（「救命の連鎖（チェーン・オブ・サバイバル）」）を遂行することが、救命効果を上げるための最優先事項となります。

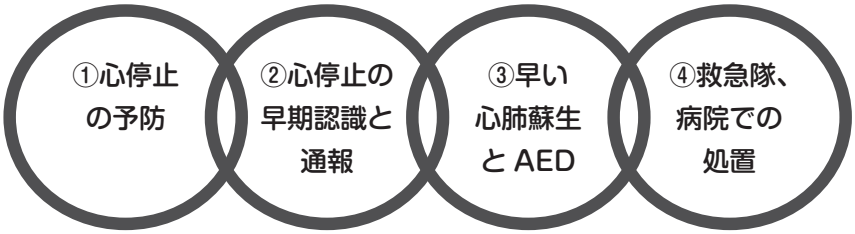

この４つの輪のうち、どれか一つでも途切れてしまえば、救命効果は低下します。特に、身近に居合わせた人は、この「救命の連鎖」のうち最も重要な②③を行うことが期待されます。

7.2　救命処置の手順（心肺蘇生とＡＥＤの使用手順）

7.2.1　心肺蘇生の手順

①意識の確認

・傷病者の耳もとで「大丈夫ですか」または「もしもし」と大声で呼びかけながら、肩を軽くたたき、反応があるかないかをみる。（絶対に激しく揺すらないこと）

②助けを呼ぶ

・反応がなければ、大きな声で「誰か来て！人が倒れています！」と助けを求める。
・協力者が来たら、「あなたは119番へ通報してください」「あなたはＡＥＤを持ってきてください」と具体的に依頼する。（発見者は患者のそばを離れないこと）
・救助者が一人の場合や、協力者が誰もいない場合には、次の手順に移る前に、まず自分で119番通報をする。

③呼吸の確認

・傷病者が「普段どおりの呼吸」をしているかどうか確認する。（確認が難しい場合には、首～頭を保持しながら仰向けにする）

・傷病者のそばに座り、10秒以内で傷病者の胸や腹部の上がり下がりを見て、普段どおりの呼吸をしているか判断する。（しゃくりあげるような途切れ途切れの呼吸は「死戦期呼吸」といい、心停止と判断する）

④胸骨（きょうこつ）圧迫

・傷病者に普段どおりの呼吸がなかったり、判断に迷ったら、ただちに胸骨圧迫を開始し、全身に血液を送る。

胸骨圧迫の方法

・胸骨圧迫の位置は、胸の中央が目安である。

・両手を重ねて、圧迫部位に対して垂直に腕を伸ばす。

・１分間に100～120回の速さで、胸骨が５ｃｍ以上沈むように真上から強く圧迫する。

・30回連続して、絶え間なく圧迫する。

⑤人工呼吸（人工呼吸ができないか、ためらわれる場合は胸骨圧迫のみを行う）

★新型コロナウイルス感染防止のため、人工呼吸は行わないでください。

・胸骨圧迫終了後、気道を確保し、２回の人工呼吸を行う。

気道確保の方法

・片手の人差し指と中指で顎先を持ち上げる。

・他方の手を額において頭部を後屈させる。

・気道を確保したまま、額に当てた手の親指と人差し指で傷病者の鼻をつまむ。

・口を大きく開けて傷病者の口を覆い、空気が漏れないようにして、息を１秒かけて吹き込む。傷病者の胸が持ち上がるのを確認する。

・いったん口を離し、同じ要領でもう１回吹き込む。（２回の人工呼吸は10秒以内に行う）（救急箱に人工呼吸用マウスピースがあります）

⑥心肺蘇生の継続

・胸骨圧迫のみ、または胸骨圧迫と人工呼吸を、AEDの使用準備ができるまでないしは、患者の意識が戻るまで絶え間なく続ける。

7.2.2　ＡＥＤの使用手順

①ＡＥＤを傷病者の近くに置き、ケースから本体を取り出す。

②ＡＥＤの電源を入れる（ＡＥＤのふたを開けると自動的に電源が入る機種もある）

電源を入れたら、以降は音声メッセージと点滅するランプに従って操作する。

③電極パッドを貼る

・傷病者の衣服を取り除き、胸をはだける。（感電による熱傷をさけるため金属類をはずす）

・電極パッドの袋を開封し、電極パッドをシールからはがし、粘着面を傷病者の胸の肌にしっかりと貼り付ける。

※①～③の間は引き続き胸骨圧迫を行う。

④心電図の解析

・電極パッドを貼り付けると“体に触れないでください”などと音声メッセージが流れ、自動的に心電図の解析が始まる。このとき、「皆さん、離れて！！」と注意を促し、誰も傷病者に触れていないことを確認する。

・“ショックは不要です”などの音声メッセージが流れた場合は、ただちに胸骨圧迫を再開する。

⑤電気ショック

・ＡＥＤが電気ショックを加える必要があると判断すると“ショックが必要です”などの音声メッセージが流れ自動的に充電が始まる。

・充電が完了すると、“ショックボタンを押してください”などの音声メッセージが流れ、ショックボタンが点灯し、充電完了の連続音が出る。

・充電が完了したら、「ショックを行います。みなさん、離れて！！」と注意を促し、誰も傷病者に触れていないことを確認し、ショックボタンを押す。

⑥心肺蘇生の再開

・電気ショックが完了すると、“ただちに胸骨圧迫を開始してください”などの音声メッセージが流れるので、これに従って、ただちに胸骨圧迫を再開する。

⑦ＡＥＤの手順と心肺蘇生の繰り返し

・心肺蘇生を再開して２分ほど経ったら、再び、ＡＥＤが自動的に心電図の解析を行う。音声メッセージに従って傷病者から手を離し、周りの人も、傷病者から離れる。

・以後は、＜④心電図の解析、⑤電気ショック、⑥心肺蘇生の再開＞の手順を、約２分間おきに繰り返す。

7.2.3　心肺蘇生を中止するときは

①救急隊に引き継いだとき

・救急隊が到着してもあわてて中止せずに、救急隊の指示に従う。

・救急隊が到着したら、傷病者の倒れていた状況、実施した応急手当、ＡＥＤによる電気ショックの回数などをできるだけ伝える。

②傷病者が目を開けたり、あるいは普段どおりの呼吸が出現した場合

・気道確保が必要になるかもしれないため、慎重に傷病者を観察しながら救急隊を待つ。この場合でも、ＡＥＤの電極パッドをはがさず、電源を入れたままにしておく。嘔吐などによる窒息の可能性がある場合や、やむを得ずその場を離れる場合は回復体位にする。回復体位とは、傷病者を横向きに寝かせ、下顎を前に出し、上側の手の甲に顔をのせ、上側の膝を約90度曲げて、傷病者が後ろに倒れにないようにする体位である。

■ＡＥＤ（自動体外式除細動器）設置場所　：　西館１階事務局

【新型コロナウイルス感染防止のために】

応急手当を行う方の感染を防止するため、以下の点に気をつけてください。

①マスクを着用する。
②意識や呼吸の確認は、倒れている人との顔があまり近づき過ぎないようにする。
　呼吸の確認は胸とお腹の動きを見て行う。
③胸骨圧迫を開始する前に、倒れている人の口と鼻に、布やタオル、マスクなどを被せる。
④応急手当をする方が複数いれば、窓を開け、部屋の換気を行う。
⑤胸骨圧迫のみを行い、人工呼吸は行わないでください。

救急隊に引き継いだ後は
①口元に被せた布やタオル、マスクなどは、直接触れないようにして廃棄してください。
②石鹸を使って手と顔をしっかり洗い、うがいをしてください。

8　災害・事故発生時の応急処置

8.1　火災が起こった時の処置

(1) 火災の発生を確認したら、「火事だ!」と大声で叫ぶと共に、自動火災報知設備があれば発信機押しボタンを押し、迅速に周囲に知らせる。

(2) 危険物から離れ、消防（119番）に通報する。

●消防電話のかけ方●

①局番なしの119

②つながったら、「火事です」

③出火場所を詳細に伝える。

④燃えているものや、逃げ遅れやけが人の有無等火災の状況を伝える。

⑤自分の名前、電話番号を伝える。

火災の危険レベルに応じ、取るべき避難行動も変わってくる。

●レベル１●　階段に煙がなく使用可能な状況：煙が流入していない階段を利用して地上、下階へ避難。

●レベル２●　階段が煙により使用できない状況：階段以外（窓・ベランダ等）から避難器具での避難、窓・ベランダ等外気に触れる場所への避難（救助を求める)、一時避難スペースへの避難、待機（救助を求める)。

●レベル３●　階段及びフロア全体に煙が流入し、避難者自身が煙に覆われ危機的な状況：身を低くして最小限の呼吸で冷静に避難、光や壁を頼りに窓、ベランダ又は直近の一時避難スペースを探し避難、窓・ベランダ等から避難器具での避難、一時避難スペースへの避難、待機（救助を求める)、窓・ベランダ等からぶら下がり避難（２階に限る)。

火災から命を守る避難の８つのポイント

(1) 何らかの異状を感じたら即行動を起こす・とにかく早く避難行動を開始する。

→火災を発見したらまず大声で「火事だ！」と周囲に知らせる・貴重品に気をとられ取りに戻らない・大きな声で具体的な行動を示す声掛け「こっちだ！」など

(2) 自分の火災危険レベル（上記レベル１～３を参照）を判断・煙を建物の内部に広げず有効な避難経路（階段）を確保・広がった煙を建物の外部へ逃がす。

→最適な避難方法の選定（２階以上にいる場合は階段での避難を第一に考える)・(煙の回った）階段室の扉の閉鎖など安全な避難経路の確保・早く外気に面した窓を開放・煙が下に下りてきたら姿勢を低くし、煙の下の空気層で息を止めずに浅めの呼吸をしながら避難。

(3) ２階で階段を使って逃げられないことも想定し（レベル２・３)、窓やベランダ等から屋

外へ逃れる手段を確保。

→まず外気に触れられる窓やベランダ等へ移動し避難器具を利用して避難・窓等からのぶら下がり避難・身を低くして煙等を避けベランダから外に向かって大声で助けを求める

(4) ３階以上で階段が使えなくなった時（レベル２・３）に建物内に一時避難スペースを設け、消防の救助等を待つ。

→下からは煙が迫る！階段が使えない！ぶら下がり避難もできない！場合、扉等で区画され、一時的に煙や炎の侵入を防ぐことができ、かつ外気に面した窓がある部屋「一時避難スペース」への避難、その後窓を開放し外に向かって助けを求める

(5) 着衣に火がついた時の対処法

→火の勢いを大きくしないために、まずはその場で止まる！地面や床に倒れこみ、燃えているところを床に押し付ける！地面や床に倒れたまま左右に転がることで、衣服についた火を窒息消火させる。

(6) 煙に覆われて自分の居場所を見失った時の対処法

→「STOP & GOルール」：

（例）煙でどこか分からない（まず立ち止まる）
自分がどこから来たか振り返る（考える）
周りの状況を把握する＝向こうに窓の光が見えるetc（観察する）
ここから窓まで行ってぶら下がり避難をしよう、行くぞ！（計画に基づいた行動開始）

(7) 室内に煙が充満してきた時の対処法

→煙は天井付近からたまっていくが、床面付近には新鮮な空気が残っている可能性があるので、床や壁に手を当てて、四つん這いになり、這うようにして避難する。その上で、自然光や誘導灯・非常用の照明装置の明かりを頼りにして（ライトやスマホの明かりもあれば活用して）、手探りで一時避難スペース、避難できる窓、ベランダ等への避難ルートを探す。

(8) 避難後の命を守る行動

→避難後は決して建物内に戻らない・避難者への支援を可能な限り行う（屋外にあるはしごをベランダにかける等）。

8.2　人身事故が起こった時の処置

実習時間中に事故が発生した場合の対応手順については、【4　実習における事故対策】に記載した通りであるが、その他の状況で人身事故に遭遇した場合は、次の手順で対応することが好ましい。

(1) 傷病者を観察したうえで救急手当を行う。傷病の箇所が明確でない場合は、安静を保ち、無理に動かさないようにする。

(2) 一時的にその場を離れられる場合は第一発見者本人が、その場を離れられない場合は、近くの人に依頼して事務局（西館１階）まで通報する。

(3) 緊急と判断した場合は、その場で直接119番へ通報する。救急車が到着したら傷病者まで誘導する（夜間は、懐中電灯などで合図するとよい）。

●救急電話のかけ方●

①局番なしの119

②つながったら、「救急です」

③事故の場所（住所）を伝える。

④「誰が」「いつ」「どこで」「どういうふうに」「どうなったか」等事故の状況を知らせる。

⑤傷病者の人数を知らせる。

⑥これまでの応急処置を報告し、次に何をしたら良いか指示を仰ぐ。

8.3 熱傷

熱傷は、熱いお湯や油が体にかかったり、炎ややかんなど熱いものに触れたりすると起きます。あまり熱くない湯たんぽなどが、体の同じ場所に長時間当たっていた場合（低温熱傷）や、塩酸などの化学物質が皮膚についた場合（化学熱傷）になることがあります。

熱傷の応急手当で大切なのは、すみやかに冷たい水で冷やすことです。熱傷の深さが進行するのを止めると同時に、熱傷跡が残りにくくなり、痛みも軽減されます。

以下の点に注意して手当を行う。

(1) 衣服を着ている部分に熱傷を負った場合は、衣服を着たまま流水で冷やす。

(2) 手足の熱傷は、水道水を出しっぱなしにして冷やす。

(3) 顔や頭の熱傷は、シャワーなどで水をかけ続ける。顔など流水がかけられない部分は、氷水で冷やしたタオルを当てる。

(4) 目や耳の熱傷は、保冷剤や氷を包んだ冷たいタオルをこまめに替えて冷やす。

(5) 全身または広範囲の熱傷は、水をためた浴槽の中につけたり、水に浸したタオルなどで身体を包むようにして冷ます（ただし、体全体が冷えてしまう可能性があるので、10分以内にとどめる）。

●熱傷の程度●

①第１度熱傷（浅い熱傷）

日焼けのように皮膚が赤くなりひりひりと痛むが、水ぶくれはできない。病院に行かなくとも自然に治る。

②第２度熱傷（中くらいの深さの熱傷）

水ぶくれができたり（傷口を保護する役割があるので破かない）、ただれたりする。感染の可能性あり。広範囲の場合は医療機関を受診する。

③第３度熱傷（深い熱傷）

水ぶくれにならずに皮膚が真っ白になったり、黒く焦げたりする。かえって痛みを

感じなくなるが、安心せず、早急に医療機関を受診する。場合によっては119番通報する。

8.4　すり傷・切り傷

土や砂、ごみなどの異物を水道水などで洗浄し、救急絆創膏や包帯で傷口を保護します。出血が止まりにくい場合は、傷口にガーゼなどを当て、手で押さえて圧迫止血します。感染防止のために血液には直接触れず、ゴム手袋やビニール袋を使用してください。

8.5　打撲・捻挫・脱臼・骨折

打撲・捻挫をした場合、患部を冷水や氷水などで冷やし、内出血や腫れを軽くする。長時間冷やすと皮膚や神経をいためる可能性があるので、20分以上続けて冷やさないようにしてください。

捻挫の場合以上に関節の運動範囲を超える無理な運動を行ったために、骨が関節からはずれた状態を脱臼といいます。冷水や湿布薬等で冷やし、関節を固定して安静を保ったまま、すみやかに整形外科を受診してください。

骨折の疑いがあるときには、骨折しているものとして手当を行ってください。骨折は以下のように手当をしてください。

(1) 痛がっているところを聞き、患部を動かさないようにして変形・出血がないか確認する。変形している場合、無理に元の形に戻さない。
(2) 骨折しているところを支えながら、添え木や雑誌、三角巾等を利用して患部周辺を固定する。添え木は、骨折部の上下の関節が固定できる長さのものを使用する。
(3) 患部周辺が変形している場合や、骨が飛び出していたり、変形している部分に傷がある場合、また、それ以外にも多数の傷がある場合は、ただちに119番通報する。

8.6　鼻血

鼻血が出た場合、座って軽く下を向き、顔をやや下に向け、何か受け止めるもの（洗面器など）を用意して、下を向いて鼻血を前方に流してください。頭を後ろにそらせると、温かい血液が喉に回り、苦しくなったり、飲み込んで気分を悪くすることがあるので、上を向かないようにしてください。

止血するには、15分程度小鼻を強くつまんで圧迫してください。額から鼻の部分を冷やすと血管が収縮するため、効果的に止血することができます。血が止まっても、すぐに鼻をかまないようにしてください。

もし血が止まらない場合には、もっと深い部分から出血している可能性があるので、医師の診察を受けてください。

8.7　腓腹筋痙攣（こむらがえり）

腓腹筋痙攣（こむらがえり）とは、ふくらはぎの筋肉（腓腹筋）が急激に収縮することによって足がつった状態になることです。筋肉の疲労や運動不足、水分不足及び体液中の電解質の異常などが原因となって、筋肉の異常収縮が起こり、激しい痛みを引き起こします。

症状が出たときには、膝を伸ばして足のつま先をゆっくり顔の方へ曲げるようにして、ふくらはぎの筋肉を伸ばし痛みが治まったら、放置せずに蒸しタオルなどで患部を温めると、筋肉の回復を早め再発を予防することができます。また、水分補給を行うことも必要です。

なお、一過性でなく、頻繁に繰り返し起こる場合には、

・椎間板ヘルニア、糖尿病、動脈硬化、甲状腺異常などの疾病

・降圧剤、抗高脂血症剤、ホルモン剤などによる副作用

・妊娠中

などが考えられるため、軽視せず、医師の診察を受けてください。

8.8　頭や胸、腹などを強く打った場合

高所から落下したり、落下物が当たったりして身体を強打した場合、以下の症状が見られるときは重篤な症状と考えられます。

・目、耳、鼻、口などから出血している

・吐き気をもよおしたり意識がもうろうとしている

・下血や血尿がみられる

・ショックの症状がいつまでも消えない

・胸腹部に大きな内出血の症状が出ている

・手足が動かなかったり、痛さが長引く

以上のような場合には、水平な体位を保ち、安静に注意を払いながら、すみやかに医師の診療を受けてください。飲食物を体内に入れないように注意してください。

（体位を動かす場合は必ず数人で行い、一人は頭部を固定すること）

8.9　熱中症

真夏の調査や蒸し暑い室内の作業では、熱中症にかかるおそれがあります。熱中症とは、暑熱環境のもとで身体が適応できず引き起こされる健康障害の総称で、熱失神、熱疲労、熱けいれん、熱射病に分類されます。以下の応急手当で回復した場合でも、容態が急変することがあるので、念のため医師の診察を受けてください。また、口から水分が取れない場合、回復しない場合は速やかに救急車を要請してください。

（1）熱失神

皮膚血管の拡張によって血圧が低下し、脳血流が減少して起こる。一時的な失神、めまい、顔面蒼白などの症状を発し、脈は速くて弱くなる。熱失神を起こした場合には、涼しい場所に運び、衣服をゆるめて足を高くして寝かせ、水分（0.1～0.2%の食塩水やイオン飲料、経口補水液）を補給すれば通常は回復する。

(2) 熱疲労

大量に汗をかき、水分の補給が追いつかないと、身体が脱水状態になる。熱疲労の症状としては、全身の倦怠感や悪心・嘔吐、頭痛、集中力及び判断力の低下がみられる。熱疲労を起こした場合には、熱失神への応急処置と同様に涼しい場所に運び、衣服をゆるめて足を高くして寝かせ、水分を補給する。

(3) 熱けいれん

大量に汗をかき、水だけを補給して血液の塩分（ナトリウム）濃度が低下した時に、足、腕、腹部の筋肉に痛みを伴ったけいれんが起こる。熱けいれんを起こした場合には、生理食塩水（0.9%の食塩水）を補給すれば通常は回復する。回復しないときは、救急車を要請する。

(4) 熱射病

熱射病の３つの兆候は、

①体温40度以上

②意識障害

③発汗停止

である。命にかかわる緊急事態であり、集中治療のできる病院へ一刻も早く運ばなければならない。また、いかに早く体温を下げて意識を回復させるかが予後を左右するので、身体を冷やすなど現場での処置が重要となる。熱射病が疑われる場合には、直ちに全身に水をかけたり、濡れタオルを当てて身体を冷やす。また、首すじ、脇の下、大腿部の付け根などの大きい血管を水やペットボトル、アイスパックで冷やす方法も効果的である。足を高くし、手足を末梢から中心部に向けてマッサージするのも有効である。熱射病は直ちに医療機関での受診（救急車要請）を行うことが原則である。

熱中症を防止するためには、炎天下で長時間運動することを避け、直射日光下では必ず帽子をかぶり、吸湿性や通気性の良い衣類を着用してください。作業中は風通しの良い日陰などで適宜休憩をとり、こまめに水分及び塩分を補給することも必要です。また熱中症は、屋外だけでなく、室内であっても発症するケースが年々増加しています。温度がそれほど高くなくても多湿であれば起こる可能性があるので、十分に注意してください。

8.10　植物によるかぶれ

植物によっては、触れるとその成分によりかぶれを生じさせるものがあります。よく観察し、近づかないようにしてください。

(1) ウルシによるかぶれ

実習を通じてウルシに触れることはもちろん、漆植栽地の見学などで林地に入ったときにウルシの仲間（ハゼノキ、ヤマウルシ、ヌルデ、ツタウルシなど）に接触することによって、毛穴から体内にウルシが入り込んで、皮膚に発疹が生じ、強いかゆみを伴って赤く腫

れ上がるアレルギー反応を起こすことがある。体質により程度に差があるが、かぶれやすい者はウルシ成分が直接身体に触れなくても症状が現れる場合がある。かぶれはおよそ２～３週間継続する。

以下の予防策を講じ、かぶれないよう注意する。

・かぶれの原因となる草木に直接素手で触れない（手袋を着用する、ワセリンを塗る、など）。
・かぶれの原因となる草木に直接触れないよう、肌の露出しない衣服を着用する。
・かぶれの原因物質に触れてしまったら、毛穴からよく汚れを落とせるもの（洗顔料や化粧落とし用クレンジングオイルなど）を使用して、付着部分を水でよく洗い流す。
・かぶれの原因物質が付着した指先で他の場所を触らない（特に目・鼻の粘膜や皮膚の薄い部分）。また、かぶれを発症してしまった場合は、すみやかに以下の処置を行う。
・かぶれの部位を水や氷で冷やす。
・かぶれが拡がる恐れがあるため、患部をかいたりこすったりしない。
・早期に皮膚科を受診し、塗り薬や内服薬による適切な治療を受ける。軽視して放置すると症状が悪化し、夜も眠れないほどの強いかゆみにおそわれることもあるため、ためらわず受診する。
・着用していた衣服や履物は石鹸と水でよく洗い、かぶれの原因物質の除去に努める。

(2) イラクサの仲間に触ってしまったら

イラクサは茎や葉の表面が毛のような棘で覆われた植物であり、触れて棘が身体に付着すると痛みを生じる。これはイラクサの棘の基部に含まれる成分による。

イラクサに触ってしまったときには、セロテープなどを患部に押し当て、棘を取り除き、患部を洗い流す。

(3) 棘のある植物（ノイバラ、ジャケツイバラ、サルトリイバラ、ナワシログミなど）の棘がささったら

上記の植物はブッシュや林縁に多く生息している。棘が刺さった場合はとげ抜き等で抜き、後の治療は「切り傷・すり傷・刺し傷」に準ずる。棘でけがをしないためには、肌を露出させない、少し厚手の服を着るなどの予防が必要である。

9　動物に襲われた時の応急処置

9.1　ハチに刺された場合

ハチの巣にある一定の距離を越えて近づくと、襲ってくることがある。ハチの巣を見つけたら、近づかないこと。ハチが近くに飛んできても、手で振り払ったりせず、ハチを刺激しないように気をつけながら速やかにその場を離れること。また、黒い色を攻撃する性質があるので、髪の毛の中に飛び込んで刺される場合がある。明るい色の服や帽子を着用するのがよい。

刺された揚合は、針が残っているものは、根元から毛抜きで抜くか、横に払って落とす（針をつまむと、針の中の毒をさらに注入することがある）。ハチの毒は水に溶けやすいので、傷口から毒を絞り出すように流水で洗い流してから、病院を受診する。

ハチの毒に対して過敏に反応するアレルギーを持った人は、短時間のうちに呼吸困難や血圧の低下など（アナフィラキシーショック）を起こすので、めまいや吐き気、息苦しさなど、少しでも様子がおかしいと感じたら、ただちに救急車を要請することも必要である。

9.2　ドクガに刺された場合

ガの鱗粉に毒があると誤解する人は多いが、そのようなことはない。ケムシの毛についてもほとんどは同様であるが、ごく一部のガの成虫や幼虫には刺毛があり、刺されると痒みや痛みを感じるものがある。

ドクガやチャドクガの成虫や幼虫に触れてしまったときには、かいたりこすったりしてはならない。流水で洗い流すなどして刺毛を取り除き、抗ヒスタミン剤を含むステロイド軟膏を塗ること。また、セロハンテープを触れた部位に貼ったり剥がしたりすることを数回繰り返すことも有効である。

イラガの幼虫に触れるとそのときは激痛を感じるが、ドクガより早く治癒する。

9.3　ダニにかまれた場合

ダニにかまれないための予防法

(1) 長袖、長ズボンを着用する。
(2) 生地は布目が細かく、表面の滑らかなもの。
(3) 明るい色の服を身に着ける。
(4) ズボンの裾は長靴やハイソックスの中に入れる。

マダニの咬着をみつけたら、マダニを破損させずにピンセットなどで引き抜かなければならない。

ピンセットで引っ張るくらいでは、なかなか取れないほど強く皮膚に食い込んでいることもある。ピンセットで裏返して見て、黒褐色のとげ状のものが動いていれば、生きたマダニの咬着である。

慌てて取り除こうとすると、マダニの頭が皮膚の中に残ることがあるので行わない。マダニの体が一部でも残ると、後に感染症をきたすことがあるので、直ちに皮膚科を受診すること。

9.4　ムカデにかまれた場合

ムカデは咬みついたり、足先で皮膚表面を傷付け、皮膚表面に広範囲に毒を噴き（塗り）付ける。傷から毒が浸透するので激痛が発生する。ムカデの毒はヒスタミン、セロトニンのアミン成分のほか、細胞を破壊して毒の浸透を促進する複雑なたんぱく質性の酵素毒成分が主体成分である。

咬み傷に２～５mmの棘のような毒爪が刺さって残っていたら、温熱治療の前に毛抜きかピンセットで抜く。ムカデ毒の酵素成分の大半は42℃以上に温められると熱変性を起こし失活するので、皮膚に付着したムカデ毒のタンパク質成分（酵素）を熱いお湯で熱変性させて失活し、洗い落とすことで沈痛・腫れ・痒み防止の効果が期待できる。最適湯温は43℃～46℃。

ムカデにかまれると痛いが、通常は患部が腫れる程度で済む。しかし、ごくまれにアナフィラキシーショックにより危険な状態になるので、かまれた後に気分が悪くなるようであれば、すぐに病院に行って治療をうけること。

9.5　蛇にかまれた場合

ヘビ対策はできるだけ早くヘビの存在に気づき適正な対応をとることが大切である。まず、山野を歩く時は棒などで先払いするように叩きながら歩くと無毒のヘビはたいてい驚いて逃げると言われている。ただ、毒蛇は逃げるより、驚いて身構える行動をとる事も多いため注意が必要である。いずれにしてもヘビに動きがあるので先に発見する事が容易になる。

毒蛇がいると思われる場所へ入る時はゴム長靴をはき長袖長ズボンを着用し万が一噛まれても被害の出ない（出にくい）服装をすることが大切である。また、ヘビの攻撃半径は体長の２/３程度なのでマムシの場合は約30cm位で、ヘビの存在に気づいたら１m以内には近寄らず逃げる時はなるべくヘビの視野から逃れるように静かにその場から立ち去るようにする。

万が一取り押さえる必要が発生した際も１m以内には近づかない様に長い棒を使い上半身、特に頭を打つようにして弱らせその場から逃げるのが良い。そしてヘビが動かず死んだと思っても近寄らず、手で触るのは厳禁。一見死んだように見えても数十分はピット器官によって生きているので近づくと反射作用で噛みつかれる恐れがある。

【マムシにかまれたときの症状】

(1) 噛まれた局部に焼き火ばしを当てられたような激痛がある。
(2) 局部が腫れ上がりだんだんとひろがる。
(3) 毒は毛細血管壁を侵すので局部に内出血が起こり、そのために局部が打撲傷を負った時のように紫色を帯びてくる。

(4) 白血球、赤血球が毒により破壊され筋肉組織に十分な酸素が与えられないので局部的にネフローゼ（筋肉組織が死ぬ事）がおこる。 また、血液の殺菌能力も落ちるので二次的化膿の危険も非常に大きくなる。
(5) 頭痛を起こす事があり、一時的に視覚障害をおこすこともある。
(6) ときどき内臓が出血して尿あるいは大便と一緒に血液が出る。
(7) 唇、歯茎、爪の下、局部に出血することがある。

マムシにかまれたときは、以上のような症状がおきる。ヘビに噛まれた場合、血清治療を行う事が最も有効である。血清はそれぞれヘビにより種類が違うのでヘビの種類を間違わないようにすることが大切である。どんなにひどい咬傷でも敏速に的確に血清を使用すれば９割以上は完全に治癒し得る。

【蛇にかまれたときの応急手当】
(1) 患者を休ませる。
(2) 患者を安心させる（数時間経っても血清は有効）。
(3) 噛まれた傷口を動かさないようにする。
(4) 全身症状に気をつける（ショック症状や呼吸困難などの症状）。
(5) できるだけ早く患者を医療機関に運ぶ。一刻も早く医師の診断・治療を受けることが重要である。

9.6　犬・猫にかまれた場合

動物にかまれた場合、感染症のおそれがあるので、どんなに小さな傷でも石けんを使って水でよく洗うこと。傷のまわりも、唾液のついているところはよく洗い流す。その後、医師の診察を受ける。

(1) 犬にかまれた場合
かまれた時には、石けんを使ってよく洗う。こちらからちょっかいを出していないのに襲ってきた場合は、狂犬病にかかっている疑いがあるので、かまれた場合はすぐに病院でみてもらうこと。頭をかまれたのでなければ、発病までには約40日かかるので、適切に処置すれば大丈夫である。
(2) 猫にかまれた場合
かまれたときには、石けんを使ってよく洗う。かまれた後に発熱が続くようであれば、必ず医者の診察を受けること。

10　その他

10.1　交通事故を起こしたり被害にあった場合

ひとたび遭うと加害者であっても被害者であっても、かなりの精神的経済的負担を背負うこととなります。不幸にもそのような場面に遭遇した際には冷静な対処が必要となります。

１．119番及び110番に通報し、以下の事項を伝える。

①事故発生の日時と場所

②自分の名前、電話番号等

③死傷者の負傷の程度と数

④破損物の程度と数（110番のみ）

⑤事故後に自分がとった措置（応急手当等）

２．当事者として、以下の事項をできる範囲で行う。

①相手の確認・・・免許証による

・氏名、住所、電話番号、免許証番号、勤務先等

②相手車両の確認・・・自動車検査証による

・車種、車両番号、所有者、使用者

③加害自動車の保険の確認・・・自動車損害賠償責任証明書、自動車任意保険証書による

・保険会社、保険番号等

④自分の契約保険会社への連絡

⑤被害状況、事故状況の証拠保全措置

・写真撮影（当該車両、事故現場、スリップ痕、散乱物、周りの状況等）

・目撃者の確保（氏名、供述内容のメモ）

・事故当時の記憶の保全（メモしておく）・・・事故直前の自分の行動（スピード、回避行動等）、相手を発見した位置、相手の動向等

・事故車両の保全、被害者の着ていた服の保全

⑥身近な専門家（弁護士等）に連絡

10.2　海外渡航時の注意事項

昨今、格安航空会社（LCC）等の台頭もあり海外旅行や留学がたいへん身近なものとなっています。その一方で、海外に渡航した日本人が犯罪や災害といった危難に遭うケースも増えています。また、昨今の芳しくない海外情勢の中での海外渡航は今まで以上に危険が付きまとうものといえます。

ここでは、前述（「5.3　留学・渡航についての注意事項」）に挙げたものの他、特に気を付けたい点について挙げておきます。

■出発までに

・必要書類等の準備・提出

★ 海外渡航届 ・・・・・ 学校所定の様式に必要事項を記入し、提出すること。

★ パスポート ・・・・・ 「5.3　留学・渡航についての注意事項」を参照。

★ ビザ（査証） ・・・・・ 海外へ渡航する際、渡航先によってはパスポートに加えビザ（査証）が必要となることがある。国により条件等が異なるため、詳細については、基本情報を確認の上、必ず大使館・総領事館などの発給機関に問い合わせること。

予防接種証明書 ・・・・・ 渡航先によっては特定伝染病の予防接種の検討や、証明書の提出が必要となる場合がある。厚生労働省ホームページ等で確認し、最寄りの医療機関等へ相談すること。

参考：海外で健康に過ごすために
★厚生労働省検疫所
http://www.forth.go.jp/index.html

★ 海外旅行傷害保険 ・・・・・ 海外旅行保険では、主として①死亡・傷害・疾病、②医療費・救援者費用、③賠償責任・携行品被害に対する補償が行われる。数多くの保険商品があることから、希望する補償等を十分検討して選ぶことが重要である。
渡航目的、期間に関わらず、必ず加入し、渡航の際には保険証のコピーを取り（1部は家族用に渡しておくとよい）、常時携行すること。

参考：海外旅行保険の比較サイト
★保険市場
https://www.hokende.com/
★価格.com
https://hoken.kakaku.com/insurance/travel/

航空券 ・・・・・ 渡航時期・期間、購入方法、または為替相場などにより航空券の金額は大きく変わる。オフシーズン（大型連休、夏・冬休み以外の時期）での渡航や、早めの予約により割引が適用される場合もあるため、計画的な旅程を立てることが大切である。
また、夜間の移動は日中のそれに比べ、犯罪・窃盗等の遭難リスクが格段に高まることから、出発・到着が深夜になる便は絶対に避けること。

★ 宿泊・滞在先 ・・・・・ 渡航先での主な滞在方法には、ホテル・ユースホステルでの宿泊、ホームステイ等が考えられる。
ホテル等を選ぶ際は、立地条件、ドアロック等、防犯体制を第一に考えることが望ましい。また、日本語の分かるスタッフが常駐している所では、万が一の場合にも安心である。
長期の滞在等でホームステイを選択する場合、先方の家庭内ルールを尊重する姿勢が大切である。友人を呼ぶ、帰宅時間が門限を超えそうになる場合等は、必ずホストファミリーの許可を得て行うこと。

※ ★印のある項目は、学校に内容の分かるものの原本又はコピーを提出すること（A4サイズ、各1部）

・金銭の準備

滞在中、どのような方法で金銭を管理するかは大きな問題である。盗難や事故に備え、必ず複数の方法で管理しておくこと。以下に主な金銭の種類とそのメリット・デメリットを述べる。

現　　金 ・・・・・	最も信頼性が高く、流通性が高い通貨。両替に際しては、店舗によりレートが異なる場合がある。また小さな支店では、一度に交換できる額に限度があったり、換金に日数が掛かったりすることもある。 日本と違い、海外では多額の現金を持ち歩くことは殆どなく、また犯罪に巻き込まれる可能性も高く危険である。従って携行する現金は最小限に留めることが望ましい。
トラベラーズ・チェック ・・・・・	旅行者用小切手。サインをする欄が２か所あり、購入時に１か所にサインしておき、使用時に残りの欄にサインする（※　パスポートと同じサインでなければならず、使用時にはパスポートの提示を求められることがある）。本人のサインが無ければ使うことができず、安全性は高い。また、紛失・盗難の際は再発行が可能である。購入したら、枚数、番号、金額をメモし別途保管しておくと良い。
クレジットカード ・・・・・	現金を持ち歩く必要がなく、海外でもポピュラーな決済方法の一つである。信用度が高く、ホテルなどのチェックインの際、提示を求められる場合がある（提示できなければ、高額のデポジットを要求されることも）。 盗難、スキミング、ワイヤータッピングといった方法でカード情報が盗まれ、本人の知らないうちにカードを利用される事もあるので、怪しげな店などでは使わないという選択も必要だろう。また、キャッシングでは高率の利息が掛かる場合があるので事前に必ず確認しておくこと。

・健康面での準備

「5.3　留学・渡航についての注意事項」を参照。

・その他：国際学生証

WYSETC（世界青年学生教育旅行連盟）が発行するユネスコが承認した世界共通の国際学生証（ISICカード）がある。このカードを使えば、国内外の美術・博物館、交通機関などでの割引が受けられる。取得方法やサービス内容等、下記のサイトを参照するとよい。

★国際学生証

https://www.isic.org

■滞在期間中

・安否確認・連絡体制

渡航中のスケジュール、滞在先、連絡先などについては出発前に家族、友人、学校に知らせておくことが望ましい。電話といった通信では費用や時差の問題が考えられることから、メールの利用など、連絡手段について事前に検討しておくほうがよい。

また、家族へは現地到着時、帰国前、長距離の移動前後、当初の予定から変更となった場合など、都度こまめに安否確認の連絡を入れること。

・在留・帰国届

旅券法により、外国に３カ月以上滞在する場合には、現地日本大使館・総領事館に在留届の提出が義務付けられている（郵送・ファックス・インターネット経由による提出が可能）。万が一の事態が発生した際、外務省はこの届出を基に安否確認を行うので、必要となる場合は必ず提出すること。

また、在留届を提出した場合、帰国時に必ず「帰国届」を提出すること。これを忘れると、出国しているにも関わらず、現地大使館には滞在中と判断されるため、忘れずに手続きを行うこと。

★外務省HP 届出・証明（在留届）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/

・現地での生活

文化、習慣等、日本とは異なった環境に身を置くことになるため、日本での常識、慣習が思わぬ問題を引き起こすこともある。以下に主な項目についての注意点を列挙する。

服装・持ち物・・・・・	一般に、日本の学生の服装・持ち物は、諸外国学生のそれと比べて華美といえる。こうした服装・所持品は誘拐や窃盗といった犯罪のターゲットにされ易く、出来るだけ目立たない格好をすることが望ましい。 また、渡航先によっては、肌を露出することが宗教的禁忌に触れる場合もあり、最悪の場合逮捕といったことにもなりかねない。現地の習俗については事前に調べておき、相応しい身だしなみを心掛けよう。
宗教・生活・・・・・	日本ではあまり気づかないことであるが、諸外国では我々が考えている以上に日常生活と宗教が密接に結びついていることが多い。 渡航先の習慣、歴史等については事前に理解を深めておくこと。
異文化の尊重・・・・・	海外で生活する場合、文化の違いからストレスを抱えてしまうことがある。こうした事態に対処するためには、自分の慣れ親しんだ習慣、常識と「異なる」ものごとを即座に拒絶しないという姿勢が重要である。 まず違いを「認識」すること、次にそれを「客観的に分析」すること、そして最終的にそれを「理解」し、場合によっては「受け入れる」ことで自らの視野を拡げるための材料としてほしい。
犯罪に遭ったら・・・・・	まずは、現地の警察、及び日本大使館・総領事館に届け出ること。また、自分では該当しないと思っていても保険の適用が受けられる場合があるので、保険会社に問い合わせること。

■帰国後

・健康について

渡航先によっては、現地特有の疾患（潜伏期間のある伝染病、ウイルス感染症など）を日本に持ち帰ってしまうようなケースもある。帰国後数ヶ月間は特に体調の変化に注意し、異常や高熱が出た場合は、直ちに専門病院を受診すること。

また、海外生活では不慣れな環境でのストレス、食生活の違いなどから体重の増減などが

起こることがある。帰国後すぐはあまり無理をせず、従来の環境に戻すよう心掛けること。

いずれにせよ、病気になってから医者にかかるのでなく、症状の軽いうちから受診するなど、早めの対応が重要である。

10.3　薬物乱用防止について

昨今、大学生を含む若者の間で、不正薬物（大麻・覚せい剤等）の所持、使用、売買等が行われる事件が頻発し、大きな社会問題となっています。使用すると、脳や体に多大な影響を及ぼします。

本学は、健全な社会人として活躍できる人間の育成を目指しています。時代を切り拓き、将来を担う若者に、社会に出ていくための健全な判断力と倫理観を徹底することは、大学の社会的責務です。

学生の皆さんには、一人ひとりが社会的責任を負っていることを自覚し、本学の構成員としての誇りを持って、誤った情報にまどわされず、不正薬物（大麻・覚せい剤等）は絶対に使用しないでください。

10.4　悪徳な宗教勧誘に注意

若者を洗脳して、献金・募金活動を強制したり、マインドコントロールによって教祖と呼ばれる人物の意のままに他者を操るなど、時に反社会的な活動を行っている団体があります。これらの団体は現代社会の問題や関心に乗じて、真剣に物事を考える学生の心の隙間に入り込んで活動を進めることが特徴です。

街頭でのアンケートや「ビデオを無料で見てみませんか」といった勧誘、また、玄関口まで訪問しての勧誘には決して応じず、強い気持ちで断る勇気をもってください。

10.5　悪徳商法に注意

●訪問販売等の悪徳商法

学生を対象とした悪徳商法には各自十分に注意してください。魅力的に聞こえる話には必ず危険・リスクがひそんでいます。軽い気持ちで承諾しないためにも、以下の心得を忘れないようにしてください。

◆曖昧な返事をしないできっぱりと断る。

◆判断できない場合は、一旦話を保留にして家族などに相談する。

◆契約の際には、契約書に書かれている文章を十分に確認する。

◆契約したのちに、契約解除する手段として「クーリングオフ制度」があることを知り、活用する。

街頭で「家庭教師をしませんか」「サークルに入りませんか」などというふれこみで、登録カード等に氏名、住所、携帯電話番号等をアンケート方式で書き込ませ、個人情報を聞き出そうとする動きが目立っています。

これらは、訪問販売や電話による勧誘など、高額商法、悪徳商法に使用される恐れもあ

ります。むやみに知人以外に個人情報を教えないことが重要です。

●クーリングオフ制度について

クーリングオフ制度は、消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約したり、マルチ商法などの複雑でリスクが高い取引で契約したりした場合に、一定期間であれば無条件で、一方的に契約を解除できる制度です。被害を回避するために、契約後でもあきらめずに迅速に対応することが肝心です。

【参考サイト】

◆独立行政法人　国民生活センター　http://www.kokusen.go.jp/

◆京都府消費生活安全センターくらしの情報ひろば

http://www.pref.kyoto.jp/shohise/

【相談先】

消費者ホットライン〈全国統一番号〉　0570-064-370

窓口	在住地域	相談受付時間	電話番号
京都府消費生活安全センター	京都府	平日9:00 ～ 16:00	075-671-0004
京都市消費生活総合センター	京都市	平日9:00 ～ 17:00	075-256-0800

10.6　学生相談について

学生生活を送るうえで、自分の思いが分からなくなった時やどうすればいいのか迷う時、あるいは元気が出ない、眠れないといった時に、専門のカウンセラー（臨床心理士・公認心理師）がお話をうかがい、あなたが自分の心とじっくり向き合って解決の糸口を見つけていくお手伝いをします。心の健康のことや、発達障害など心身の障害によって学校生活で困っているという場合にも、ぜひご相談ください。

＊必要に応じて適切な窓口や医療機関等を紹介します。

＊相談の秘密は原則として固く守られます（自他の生命に関わる危険性の高い場合はこの限りではありません）。

＊事前予約をお勧めしますが、当日に空きがあれば予約なしでも相談できます。

相談日：原則として毎週（火）9時～13時（変更がある場合は、Web掲示板でお知らせします）

場　所：医務室などの個室

事前予約方法：医務室看護師に申し込んでください。

メールでも申し込めます。

soudan@g.kyobi.ac.jp〈申込専用・メールでの相談はできません〉

①氏名　②学籍番号　③電話番号　④来談できる日時（いくつか）を記入しご送信ください。受付完了の返信をもって予約確定となります。

（連絡には数日かかることがあります）

10.7　キャンパス・ハラスメントの防止のために

本学では、全ての学生と教職員が個人として尊重され、いきいきと学び、教育・研究に従事し、安全で快適に活動できるコミュニティを創り出すことが重要と考えています。

●キャンパス・ハラスメントってなに？

ハラスメント（Harassment）とは、不適切な言葉や行為によって、相手に不快感や不利益を与え、就学や就労環境などを悪化させることを意味します。キャンパスにおいて起こりうるハラスメントをキャンパス・ハラスメントといい、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、アルコール・ハラスメントなどが含まれます。

●ハラスメント相談室

キャンパス・ハラスメントの被害にあったと思ったときは、一人で抱え込まず、悩んでいる状況を友人や知人など信頼できる身近な人や、ハラスメント相談室に伝えてください。ハラスメント相談室では、関係者のプライバシー尊重と秘密厳守について十分に配慮し、あなたと一緒に解決への道を探っていきます。

京都美術工芸大学　ハラスメント防止対策委員会

相談から解決までのフローチャート

1

ハラスメント相談室 に、悩んでいる状況を伝えてください。

●相談方法●

a. 担任の先生など、身近な教職員への相談

◆相談室を紹介、希望に応じて面談に同席してもらいます

b. 相談員との面談

c. メールでの相談

◆送信先：soudan@kyobi.ac.jp

d. 手紙での相談

◆送付先：〒605 - 0991 京都市東山区川端通七条上ル
京都美術工芸大学　ハラスメント防止対策委員会

2

あなたの悩みを解決するために、ハラスメント委員会による話し合いをおこなってもよいか、選択してください。

委員会による対策案の検討を希望する。

自力で解決したい。

3

回答日を通知します。

それまでの間、必要を感じたらいつでも相談室に連絡してください。

4

委員会より、対応策を提案します。
相手に対して委員会が直接対応することを希望しますか？

希望する。

自分で対処を試みる。

5

委員会より、対応の結果を報告します。

あなたが安心できるまで、何度でも話を聞きます。

解決への道を一緒に探っていきましょう。

規程番号　571－01

学校法人二本松学院　危機管理規程

平成23年９月27日　制定・施行
平成23年12月22日　一部改正
平成24年４月１日　施行
平成26年４月１日　一部改正

（目的）

第１条　この規程は、学校法人二本松学院（以下「本法人」という。）において発生する災害、事故等さまざまな事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、本法人の学生、教職員及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、本法人の社会的責任を果たすことを目的とする。

（危機管理の対象）

第２条　前条の目的を達成するため、この規程に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号に該当する事象とする。

（１）本法人の研究教育活動の遂行に重大な支障のある事象
（２）学生、教職員及び地域住民等の安全に関わる重大な事象
（３）施設管理上の重大な事象
（４）社会的影響の大きな事象
（５）本法人に対する社会的信頼を損なう事象
（６）その他前各号に相当するような事象であって、組織的・集中的に対処することが必要と考えられる事象

（危機管理委員と危機管理委員会の構成）

第３条　危機管理委員とは、危機管理委員会に所属する者をいう。

２　危機管理委員会の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）委員長　　学校法人二本松学院理事長
（２）副委員長　　京都美術工芸大学学長
　　京都建築大学校校長
　　京都伝統工芸大学校校長
（３）委員　　学校法人二本松学院事務局長
　　委員長が任命した者

（危機管理委員の責務）

第４条　危機管理委員会は、委員長の指揮の下に、本法人全体として対処が必要な危機管理に当たる。

２　委員長は、本法人における危機管理を統括する責任者であり、本法人の危機管理体制の充実、強化に努めなければならない。

３　学長、各学校長をはじめとする危機管理委員は、理事長を補佐し、危機管理体制の充実、強化に努めなければならない。

４　学長、各学校長は、当該学校における危機管理の責任者であり、本法人全体の危機管理体制と連携を図りつつ、当該学校の危機管理体制の充実、強化に努めなければならない。

５　本法人事務局長は、本法人の現場における危機管理の責任者として、危機管理体制の充実、強化に努めなければならない。

（危機管理措置等）

第５条　委員長、学長及び各学校長は、危機管理に関する資料の配布、研修の実施等により、本法人全体及び各学校における日常的な危機管理体制の充実、強化を図らなければならない。

２　委員長、学長及び各学校長は、法令及び関係する本法人の規則等に従い、学生、教職員及び近隣住民等が本法人に起因する危機事象により災害等をこうむることのないよう、常に配慮しなければならない。そのためには、予測される危機事象の対応マニュアルを策定し、機敏に対応しなければならない。

３　学長及び各学校長は、危機事象の報告を受けたときは、直ちに委員長に連絡し、対処方針について協議、指示を受けなければならない。

（危機に関する通報等）

第６条　教職員は、危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、遅滞なく、危機管理員に通報しなければならない。

２　危機管理委員は、前項の通報を受け、又は自ら危機事象が発生し、若しくは発生するおそれがあることを察知した場合は、直ちに所属長に連絡するとともに、当該危機事象の状況を確認し、所属長と対処方針を協議しなければならない。

３　学長及び各学校長は、危機事象の報告を受けたときは、直ちに委員長に連絡し、対処方針について協議、指示を受けなければならない。

（対策本部の設置）

第７条　委員長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、直ちに当該危機事象に係る対策本部を設置する。

２　対策本部の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）本部長は、委員長をもって充て、対策本部の業務を総括する。

（２）副本部長は、学長、各学校長及び委員長が指名する者をもって充て、本部長を補佐する。

（３）本部員は、危機管理委員及びその他の教職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

３　対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

（対策本部の業務）

第８条　対策本部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）危機事象に関する情報の収集、管理

（２）対応策の検討、決定、実施

（３）主務官庁との連絡

（４）報道機関への対応

（５）再発防止策の検討、決定、実施

（６）その他の危機事象への対処のために必要な事務

２　対策本部の事務は、業務センターが主管する。

（対策本部の権限）

第９条　対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速かつ的確に危機事象に対処しなければならない。

２　対策本部は、教職員に対し、危機事象に対処するために必要な指示をすることができ、教職員はこれに従わなければならない。

３　対策本部は、危機事象への対処に当たり、理事会の審議を含め本法人の規則等により必要とされる手続きを省略することができる。

４　前項の場合、対策本部は、危機事象の対処の終了後、遅滞なく、理事会及び教授会等に報告しなければならない。

（危機への対処等）
第10条　学長及び各学校長は、危機事象が当該部門のみに係る場合であって、当該部門限りで対処することが適切と判断するときは、その内容、対処方針等を理事長に報告し、了解を得て、当該部門限りで対処することができる。この場合において、学長又は学校長は、随時、危機事象への対処の状況等を理事長に報告しなければならない。

（委員長職務の代理）
第11条　委員長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理し、又はその職務を行い、この規程に基づいて危機事象に対処する。

（雑則）
第12条　この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（規程の改廃）
第13条　この規程の改廃については、危機管理委員会で定める。

附　則
この規程は、平成23年９月27日から施行する。

附　則
この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成26年４月１日から施行する。

付表【危機事象対応マニュアル】（第５条第２項関連）
①　防災・安全・衛生対策マニュアル

「防災・安全・衛生対策マニュアル」（学生用）

第１版　平成26年４月１日発行
第２版　平成27年４月１日発行
第３版　平成28年４月１日発行
第４版　平成29年３月22日発行
第５版　平成30年４月１日発行
第６版　平成31年４月１日発行
第７版　令和２年４月１日発行
第８版　令和３年４月１日発行
第９版　令和４年４月１日発行

作成　学校法人二本松学院　危機管理委員会